

第八十回 参議院大蔵委員会 會議録第七号

昭和五十二年三月三十一日(木曜日)

午後零時十二分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

栗原 俊夫君

補欠選任 竹田 四郎君

三月三十一日

辞任 中西 一郎君

補欠選任 中村 登美君

近藤 忠孝君

小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長 安田 隆明君

理事 上條 勝久君

戸塚 進也君

野々山 一三君

矢追 秀彦君

栗林 卓司君

青木 一男君

岩動 道行君

糸山英太郎君

河本嘉久蔵君

坂野 重信君

嶋崎 均君

中村 登美君

松垣徳太郎君

藤川 一秋君

宮田 輝君

竹田 四郎君

福間 知之君

村田 秀三君

吉田忠三郎君

國務大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣 坊 秀男君

政府委員

大蔵政務次官 斎藤 十朗君

大蔵省主計局次 加藤 隆司君

長 大倉 眞隆君

大蔵省主税局長 後藤 達太君

大蔵省銀行局長 山橋敬一郎君

国税庁次長 谷口 昇君

国税庁直税部長 杉本 金馬君

事務局側

常任委員会専門 員

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。去る三十日、栗原俊夫君が委員を辞任され、その補欠として竹田四郎君が選任されました。

○委員長(安田隆明君) まず、去る二十九日の本委員会における和田君の質疑に関し、坊大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、こ

れを許します。坊大蔵大臣。○國務大臣(坊秀男君) 先般の当委員会において、和田委員から御指摘のあった「ファイナンサー」三月号の編集後記につきましては、さつき私もしさいに読んでみましたが、私なりにその趣旨をくみとりまして、財政当局の責任の厳しさを表現しようとしたものと理解されます。ただ、用語や表現の仕方などで必ずしも適切でなかったと受け取られる点もあるように思われますので、これらの点につきましては、今後とも十分注意するよう直ちに関係者に指示をいたしましたのでございませうが、よろしく御理解を賜りたいと存じます。○和田静夫君 ただいま大蔵大臣の発言をお聞きをいたしますと、問題の文章は、財政当局の責任の厳しさを表現しようとしたものであるとのことでありませう。私は、文章上の表現についてそれが妥当であるか否かを国会の場で論ずることは、そのこともまたそれほど妥当であるとは考えておりませぬ。ただ文章上の表現について、文学的に、修辭学的に、その適否、巧拙を論ずるのであつたらば、別の機会を私自身探すべきであります。ましてこの場合は大蔵委員会でありませう。財政金融問題をこそ論ずべきだと考えています。きょうはちやうど昭和五十一年度の会計年度の最終日でもあります。福田赳夫総理大臣が三年前に大蔵大臣であられたときに、日本経済の状況を全治三年と診断をされたことを私たちは忘れませぬ。そのことを思い返すときに、残念ながらその見立ては当を得ていなかった、当たつていなかった、むしろ私たちが述べた見通しの方がより今日正しかったことを指摘せざるを得ませぬ。確かに財政当局内では、その責めをもつばらロッキード事件による政治の停滞ということ、そういうこととに帰せしめていられると仄聞をいたしますが、それにつけて私は、この国の置かれていられる今日の政治

を、経済の状況というものを、景気回復がもたらしていること、苦さ以上に苦しい思いをかみしめざるを得ないのであります。かつての国家無謬説が、いまや財政当局のなすところ絶対誤りなしという思想に受け継がれて、大蔵官僚がそれに陥つているのであつたとするならば、それはいかにエリート中のエリートの集団であるとはいへ、思ひ上がりのようなもの以外の何物でもない私は述べざるを得ませぬ。ここで、財政、金融政策の誤りについて、時間もありませぬから指摘することはいたしません。ただ、次の表現には注意を喚起せざるを得ませぬ。「この長い歴史の中におつた大戦争と大インフレ」云々と書かれておりますが、膨大な軍事国債の発行こそがインフレと戦争をもたらした原因であることは、今日ではだれしも認めることであるのに、その反省を抜きにして、国会による所得税減税の追加が、インフレや戦争に連なつていくという短絡した発想、こういう発想が一体どこから生まれてきたのか、このところだけは、ぜひ大臣の感想を、すでに私もしさに読んでみました。と述べられたのであります。お聞きをいたしたのであります。これまで予算編成には事前に与党の了承を得られる、そして大蔵原案策定後においても与党の要求をのんできたことを考えあわせます。ときに、この国の政治状況を全く考慮せずに、野党は相手にしない、そういう旧來からの財政当局の偏つた姿勢こそが、ここでは問題であることを指摘せざるを得ないのであります。私は、過日の大蔵委員会でも予算編成のあり方について、単なるリップサービスではなくて、根本的な再検討を促したのであります。改めて大臣に所見を伺いたしたいと思います。そうでなかつたならば、今後こそこのよう

予算修正の問題が生じてくるのであります。私は、毎年のように起こるだろうと思うのであります。そういう意味で大蔵にこの点はお聞きをいたしておきたいのであります。

単に表現の問題ではなくて、もつと根本的なところから私は意見を述べ、そして若干の質問を提起いたしました。率直な回答がいただければ幸いです。

○国務大臣(坊秀男君) 御指摘の点につきまして、十分胸に受けとめて誤りなきを期したいと思っております。

○委員長(安田隆明君) 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。○野々山一三君 税法全体の問題につきましては追って福間委員から詳細な質問がございますので、私はごく限られた問題について、この際大臣及び行政当局の見解を承りたいと思っております。

それは、ことは非常な豪雪であることは十分御案内のとおりであります。この豪雪の結果、市民、住民が大変な被害を受けている。ところが、豪雪の場合における雑損控除の適用対象を見てもみますと、屋根の上に雪が降ってきたと、それをおろす費用までは雑損控除の対象にするということになっていっているんですが、雪というやつは横からも降ってまいります。うちが壊れないようにするためにそれを防除する、そういう費用は雑損控除の対象にならぬというの、大臣一体どんなことでしょうか。さらに、雑損控除の適用対象になっているというけれども、税務署職員にはそういうことは多少わかつていっているようです。しかし、範囲を拡大して適用するとすれば、上司の方からそれは解釈の行き過ぎだと、こう言う。納税者の側から見れば、そんなことはようわからぬ、税務署の言われるとおり。こういうような事態であるこ

とは御案内のとおりであります。この際、具体的に事象を明示して、そういった横から降ってきたやつはやっぱりうちを壊すんですから、それを除雪するというようなものなどについて雑損控除の適用対象の範囲を拡大することによって、雪による災害排除ということによって人のうち、人の生活というものを守るということは当然の常識だと思っております。一体どんなふうにお考えになりますか。

○国務大臣(坊秀男君) できるだけ弾力的な取り扱いを行うことにはしたいと思います。詳細につきましては、事務当局から御答弁を申し上げます。○政府委員(谷口昇君) 豪雪の場合におきます除雪費につきましては、従来から豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪おろしの費用を雑損控除の対象としていっているところでございますが、建築物の構造によりましては、家屋の外周の雪を取り除くことも、倒壊を防止するために欠かせないものであると思われまますので、この種の費用も雑損控除の対象に加えたい。また、これらに直接関連をいたしまして必要となる雪捨ての費用につきましても、新たに雑損控除の対象とするように改善を図ってまいりたい、このように考えております。

それから、さらに御質問がありました適用範囲の拡大について、納税者に対する周知徹底の御質問があったかと思っておりますが、それについてお答えを申し上げます。今後、国税庁におきましてたまたまお答えを申し上げましたような線で細目の詰めを行いまし、取扱要領がまとまれば、国税局あるいは税務署に通達をいたしまして、その趣旨の徹底を図りますとともに、第一線の現場を通じて納税者に対する普及を促すことになると、このように考えております。

なお、特に本年の豪雪にかかわりますものは、昭和五十二年分の所得の申告に係るをいたします五日でございますが、確定申告期までに納税者に

対して説明会の開催あるいはチラシの配布等何らかの適切な方法で広報することといたしたいと考えておりますが、その具体的な方法については今後お検討させていただきます。このように考えております。

○野々山一三君 それでは、特にこのチラシを配布し適切な方法によって広報することにはしたいが、具体的な方法については今後検討させていただきます。と言つとすぐ忘れちゃう、こういうことになるんです。そこで私は、かような方法をとつてかくかくしかじか周知徹底をいたしますというふうな通達など指導要領流されると思っております。それについては適当な機会にこの委員会にも報告をしたいと思います。同時にまた、提起をいたしております私どもの方にもその内容について協議をするような姿勢をとつてもらえるかということを描きたいわけなんです。で、私は、これを提起するに当たりまして、豪雪地帯の税務署の職員の相当数にも実態を調べましたら、やっぱり適宜配慮するようにもとても事務官の諸君が運用ができません。そういう意味で、このことをやっていたらどうか、か、こういうことを、せっかくならぬ御答弁をいただいたんですから御確認をいたしておきたい、こういうふうに思うのでございます。

その次に、豪雪に伴う雑損控除について思い切つて足切りの限度を引き下げるということにする考えはございませんかというのを伺いたいのでございます。これは昭和二十五年シャウプの時代に勧告に基づいてつくられた法律でございます。まして、シャウプさんどこへ行つていらつしやるかわかりませんが、シャウプ勧告で、日本全国のシャウプ勧告で、シャウプ勧告で、日本の国会そのころなかつたのかなと思つていらつしやるんでいらつしやる。

そこで、いまの世の中大分変わりました、所得

に對して一〇%以内の損失については雑損控除の対象にしないという法律になっているわけなんです。この足切りを、このいまの事態に考えてみますと、非常に端的な言い方しますよ。安い年間所得の人が雪を落としました、排除いたしました、除雪費用を出しましたというところが一〇%というやつで、所得がちょっと大きくなって、それで災害が金額では大きくなって、けれども一〇%以下だから雑損控除の対象にならない、こういうのは一生生き残りの処置なんですか、ということには根本的に疑問に思われます。これは大臣のところにも恐らく公共団体などから大変な陳情、請願があることは十分御案内だろうと思っております。

そこで、思い切つてこの法律を直したいわけでございます。しかし、まあこの短時間で、衆議院からきて二日ぐらいしか審議できない。そこで、ここでいま直せと言ってもなかなか問題だろうということも私も多少承知するわけでございます。そこで、来年度以降のおてんとさんのぐあい、雪のぐあいというものを考えてみたら、現下の事情というものを考えてみたら、この雑損控除の問題については思い切つて足切りを考える、法律を直すというようにすることが生きた政治じゃないでしょうか。大臣も生きていらつしやるわけです。私も生きていられるわけです。人間みんな生きていられるわけです。そういう処置をとることが常識じゃないでしょうか。そういう意味で、この際大臣の見解を承りたいわけなんです。

○国務大臣(坊秀男君) 長年の経緯、他とのバランス等いろいろむずかしい問題もありませんが、野々山委員の御意見や、これまでの当委員会の審議を踏まえ、税制調査会にもお諮りした上、政府としても真剣かつ具体的に検討させていただきますと考えております。

○野々山一三君 先ほどの通達のこととはどうなります。○政府委員(谷口昇君) 先生の御質問の趣旨を十

分考えまして、できるだけそのような方向で考えたいと思います。

○野々山一三君 大臣、私はお答えの趣旨はわからぬでもないんで、いろいろむずかしい問題もあるがと、こうおっしゃることは私は私なりによくわかるんでございますけれども、よくこの委員会でも、前の大平大蔵大臣のときにも言ったんですけれども、真剣かつ具体的に検討しますという事は、言葉じゃないんですよ。そして、具体的に税調にお諮りするということは手続上私どもも賛成です。しかし、かくかくしかじかの方法で御意見を伺いたいというか、こうで税調に審議を求め、これが一つ。出たものは実行するというお約束をいただきたい。どういうふうに思いますか。

○国務大臣(坊秀男君) 御意見の方向で税制調査会にもよく相談をしてみたいと思っております。

○福岡知之君 まず、大臣にお伺いをしたいと思います。先ほどもお話が出ましたが、きょうで新しい年度にあずから移るわけですけれども、ことしの国会当初以来何回か、わが国の経済状態についての議論も繰り返されてきました。いま、最近における日本銀行の調査等によりまして、一般に景気が中だるみから本だるみに入ったと、こういう説があるのですけれども、たとえば主要企業の短期経済観測、二月の調査によりまして、主要企業の今期の増減率は、製造業では四〇％程度、これは昨年十一月の調査では一〇％と予測されおたつたわけでありまして。さらに、非製造業では一九％程度増益するだろうと。非製造業の十一月時点での調査では、一四％見込みであったんですが、非製造業は増減率が高く予測されております。また、売上高におきましても、季節調整済みの指数で、前期に比べての伸び率が、昨年の七月から九月では三・四％であったと。十月から十二月は一・九％と、ややスローダウンしている。しかし、この一月から三月は五・一％に増加すると、これは製造業の場合。また、われわれ大蔵委員会が主として議論

の対象にしてみました予算、なかなか公共投資を含めた公共事業の請負金額というものも、昨年月は六・三％の増加、二月には一八・四％と、かなり高い増加率を示しておられることのようにあります。

で、こういうことからしますと、いま世間で言われるところの景気の中だるみから本だるみへの危惧ということは、逆に少し妥当な見方じゃないような気がするんですが、それでいて景気が依然として冷え切って、なかなか本調子で回復軌道に乗らないという国民全体の感覚、感じというものが、これは否定できないわけです。したがって、今回所得減税三千億から七千三百億程度に上積み増額されました。また一方におきまして、公定歩合も三月の十二日に〇・五％引き下げられて六分になりまして。そういうふうなことを総合して判断して、さらにまた予算も来月の十六日にはほぼ成立間違いないという見通し、これはあるわけですが、今後のこの景気、いわば政府の経済見通し、五十二年成長率六・七％というものに對して、本当に順調な回復というものが期待できるのかどうか。景気の今後の問題です、まず大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) わが国の経済の現況は、基調的にはこれは回復の過程にありますけれども、まだその勢いがしつかりいたしておりません。しかしながら、五十二年には、どうしたって景気回復をさらに歩調を高めていかなければならないというところは、私ももちろん切に考えておりますが、そういうところは、私どもも切に考えております。御審議を願っておる五十二年度予算というものを編成いたしましたのでございまして、これをできるだけ速やかに審議、成立させていただき、かつまた、先般景気刺激のための四項目といったようなものもこれも作成いたしました。これを忠実に遂行していくことに相なっております。私は、こういうふうな一連の景気浮揚策というものを力強く推進していくことによりまし

て、六・七％の願望を何とかかなえなければならぬ、またかなえることの可能なことを信ずるものでございます。

○福岡知之君 信じることは大変結構なんです。決して、救われるかどうか、キリストじゃありませんが、わかりません。私は、いままでの委員会でも申してきたんですけれども、今回の減税、われわれは一兆円の減税ということを少なくとも要求し、実現を主張してまいりました。しかし、御承知の経過で、額的にはそれは縮小された姿で一応まとまったわけでありまして。まあ、それなりにそれは評価をするにやぶさかじゃありません。しかし、その減税による景気刺激への効果、さらにはまた、政府もいままで常に言ってきたところの民間設備投資の増加、これは景気対策として重要な柱であると同時に、私は、公定歩合の水準についても考えなきやならぬのじゃないか、こういうふうに思うわけです。先ほど申したように、公定歩合は〇・五％引き下げられ六分になりましたが、昭和四十年代の景気が正常な時期における公定歩合はほぼ五％台であったと記憶するわけでありまして。そして、不況期に入りまして四・二五％までかなり大きく引き下げられたという経過があるわけです。そういう水準と考えると、今このこの景気の状態、経済の状況の中では、先般引き下げられたとはいえないお六％であるということが、これは高いというふうに感じられないでしょうか。

○政府委員(後藤達太君) 公定歩合の水準につきましてはいままで御指摘のようにいろいろなき方はいたしております。で、現在の六％が高いんではないかと、こういうことでございまして、この点は諸般の情勢等を勘案して先般〇・五ポイント下げましたところでございます。私どもは現在これは適当な水準ではなからうかと。現在の段階では、この下げられました公定歩合の効果がどういふふうに出ているか、それが経済効果としてどういふふうに出ているか、こういうことを見守ってまいらる段階ではないか

と、こういうふうにご考えております。

○福岡知之君 景気浮揚という目的意識からするならば、これほど言ったように民間の設備投資等の動きが生まれてくると、こういうふうにご考えなんでしょうか。

○政府委員(後藤達太君) 民間の設備投資がどういふふうに出ているかというものは、金利の面も一つの要素ではあるかと存じますけれども、むしろ、諸般のその経済動向あるいはその動向についての企業の見通し等というのが、また重要な要素ではなからうかと存じます。で、特にその企業の設備投資に影響しますのは、金利面では公定歩合、つまり、短期金利もそうでございますけれども、長期金利の方がむしろウエートを金利面では持つということだろうと思っておりますが、長期金利につきましては、御承知のように、先般三月に事業債につきましての応募条件が〇・五ポイント下がったところでございます。この長期金利の方は、もう御承知のように、この債券市場の動向あるいは他の預貯金金利その他の金融資産の利回りとの関係というふうなものが非常に重要な要素となるわけでございます。この債券市場の動向等によりまして今後長期金利も動いていくということに相なるかと思っておりますが、現在のところは、三月に引き下げられました条件が、債券市場でも余り動いておりません。したがって、これもその効果がどういふふうに出ているかということを見定めていく段階ではなからうかと存じております。

きくは期待できないと思うわけです。だから短期の金利あるは普通預金だけの金利を引き下げても、大して景気刺激効果というのはいささかないんじゃないかと。まして冒頭申し上げたような、国民的ないまの景気に対する不安感ですから、その点がひとつ、だから長期金利をむしろ思い切つてこの際引き下げるという手だてを考へなければならぬんじゃないかという感じが私するわけです。

またそのことは、もう銀行局すでに御承知のとおりで、釈迦に説法ですけれども、この間も新聞見てびっくりしたんですが、公団の住宅ですね、これだつて何万戸ですか計画を取りやめる。入居者が少ない、応募者が少ないと。特に通勤距離の時間半からそれ以上の遠いところに建っている住宅などは、公団自身が計画を取りやめると、變更すると言わざるを得ない事態が起きている。で、先般、野末委員からも大蔵大臣に厳しく追及がありましたが、住宅問題は国民的課題です、まあ公団のそういう住宅だけじゃなくつて、できるだけ安い金利の金を、より多くの方々が借りられるということ、そうして自前で適当な規模の質の住宅を建てるということ、そういうことを促進するためにもこの長期の金利というものはひとつ重要である。しかもその住宅問題は今日、日本のこの景気に重要なウエイトを持った政策課題になつていくわけですから、そういう点から長期の金利ということについてもその引き下げ方が期待されているんじゃないか。それについてどう考へているか。

○政府委員(後藤達大君) おっしゃいますように、いろいろその資金需要されるサイドの方から、長期金利がもつと下がるのが望ましいという御期待のあることは承知をいたしております。長期金利につきましては、すでに申し上げましたように、特別人為的な規制を加えているわけではございませんで、これは債券市場の動向あるいはその他の長期の金融資産の条件等とのバランスで決まっておりますのでございます。したがって

で、私どもとしては、そういう環境が、長期金利が下がり得るような環境になることが望ましいと思つておりますけれども、しかしそれを無理に下げるとかいうことは、これはむしろいろいろなひずみが出てまいると同時に、また人為的にこれをやることは不可能なことでございます。そういう条件が整備されることを望ましいと思ひますが、現時点におきましては、債券市場等もおお二ポイント事業債が下がりました段階ではほぼ同じような状況が続いておられますので、その状況をもつと見定めながらどういふふうに対処してまいるかというのを検討してまいりたい、こういうふうにお考へております。

○福岡知事 この点、これ以上多く申しませんけれども、欧米諸国に比べてみて、わが国の金利が比較的高い方に属していることからも、それは国内のインフレーションの危険だとかいふようなことがあれば別でございますけれども、それでもないとするならば、この際若干の、まあそれは○七が適切なのか八が妥当なのか、少し無責任なこととは言えませんが、やはりその実勢に任ずるとはいいませんが、大蔵当局、日銀当局は、景気全体を高い視野から判断しながら、やっぱり誘導的な措置というふうなもの、可能であるわけだと私は思ふんです。そういう点で、やはり一日も早く経済活動にあるいは国民の心理に、ひとつ明るい影響を投げかけるというふうな意味からも、早晩に検討をされていくべきだろうと思ふし、恐らくそういう立場に追い込まれるのじゃないかというふうには考へるわけでありませう。冒頭申し上げたように、その景気は単なる統計指標が示しているほど甘いものではないと考へ、こういうふうにお考へておりますので、申し上げておきたいと思ひます。

次に、先ほどの、三月号「ファイナンス」またまたあの機会に目を通すことができて、篠原広報室長が編集後記の後段で言つておられるんですが、これは私もおかね言つてきましたところの、アメリカにおける所得減税の持つ経済なり景気に対

する影響と、それからわが国におけるそれとは、かなり違うんだというふうな一つの認識ですね、これは本会議におきましても福田総理は、いやアメリカは広大な地域だからロスアンゼルスで少しばかり実施した公共事業が、あの全体の広い国にその影響しないんだと、こういうふうなことをたえて話された記憶があります。また、社会福祉施設関連設備等もかなり行き届いている国だから、その点でもわが国とは違うんで、わが国はむしろ減税よりも、そういう公共投資による全国的な事業をやる方が効果的なんだと、こういうことをおっしゃつておりましたね。それと似たことが、それと全く同じことが、むしろ福田総理のおっしゃつたことは、アメリカのその在米の参事官ですか、何とかいう方ですけれども、の意見をそつくり述べられておつたのかなと、こう思つたんです。そこで、フォード大統領の時代に、アメリカにおけるいわゆる財政による景気調節の問題につきまして、フィスカルポリシーについての考へ方があるというふうな、今の尾崎参事官という方ですけれども、緒論の中で触れているんです。

で、一つは、景気刺激は政府支出の増加よりも減税による方がよい。アメリカはそういう考へをまず打ち立てているようでありませう。二番目に、減税は臨時的なりペイトという形によるよりは恒久的な減税がよい。たとえば今回わが国でまあ初めて採用したと言つていいタクスリペイト、これは一時的なものでなくつて、恒久的にやる方がよい。三つ目には、消費刺激措置あるいは投資刺激措置とのバランスの配慮、これは当然のことでありませう。あるいは、総需要の構成要素間のバランスを保つて安定成長を果たしていくべきだと、まあ当然のことだと思ふんですが、この一番、二番、特にアメリカの政策の基本と言つてもいい位置づけをされているんですが、福田総理なんかがおっしゃつてきたことは大分違うんですけれども、財政当局は、また大蔵大臣はこの点いかがお考へですか。その七兆円余りのいわば公共投資も今年度前半には行われるわけでありませうが、それ

と今回の七千三百億円の所得減税というものを比較しますと、金額の上でも所得減税は余りにもみずばらしいじゃないか、アメリカのフィスカルポリシーをそのまま日本に適用せよなどばかげたことは言ひませんが、それにしても去年は減税もなかったし、二年目の減税として七千三百億円はそんなに大きな意味があるとは思ひないわけでありませうけれども、大臣の所感と主税局長の見解を、一質問通告私いたしておりますので、篤とお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大倉真隆君) たいま引用なさいました参事官の尾崎君の報告でございますが、こういう場所で恐縮でございますけれども、私も尾崎君非常によく知つておりますので、興味を持って読んでおります。

御質問の第一点の、アメリカでは減税策を景気刺激策としては選ぶということにつきましては、御引用になりましたように、アメリカではむしろ政策手段として公共投資がないんだ、それはある意味ではうらやましいことだが、しかし、政策手段としてはそれが欠けているというふうな報告と、私は受け取つておりました、それと同じようなことを昨年、東洋経済で私が申し上げました。あるいは総理は、つい昨日の衆議院の大蔵委員会では、カーター大統領とはそういう話を出なかつたけれども、モンデール副大統領と話をしたときには、日本はこういうわけで公共投資を選ぶということに対して、モンデール氏はよくわかつたということを言つておられる。また、一時大統領の経済顧問になるかもしれないと言われておつたベックマンなども、これも私、個人的につき合ひございませうが、議論をしてみても、ベックマンもよくわかるし、むしろうらやましいと、日本の場合には、公共事業という政策手段を持つていられるから。私が日本政府の経済顧問だったらやっぱり公共事業の方がより即効性があるということをおアドバイスするだろうということも言つておりました、やはり国柄の違い、背景の違いということで、おのずから政策のどちらをより重視するかということとは、

変わるべくないかというのが、私の個人的な感懐でございます。

もう一つの問題で、タックスリベートよりは、将来に向かつて続く減税の方がいいという考え方は、フォード政権の終わりのころになりました。非常に強く出ていたように思います。タックスリベートというのは、しよせん非常に一時的なものにとどまってしまうという批判があったようにございまして、フォード政権が提案した予算案では、したがって、タックスリベートがなかったわけでございますが、カーター政権は、選挙のときからタックスリベートを非常に強く主張していたわけでございますし、現実にもう提案もし、私、間違っておりませんれば下院の方は通った、タックスリベートが、ということでございます。これで、これもまたやはりそれぞれの政権が、どのように政治情勢、社会情勢を判断して採用するかという問題に結局は帰着しているのかなという感じがして、アメリカの動きをいま見ているところでございまして、私はそういう感想だけ申し上げておきたいと思っております。

○福間知之君 大臣どうですか。

○国務大臣(坊秀男君) 答えするに先立って申し上げておきますけれども、三千億の追加減税というものは、これはもう六党において合意がなっていて、そうしてこれを実行するという事になったのでございまして、私はこれに對しては、とかくのこととは申し上げません。これはもうぜひとも実行していきたい、かように考えております。

ただ、私が最初に出しました予算というものは、もう私はいまの事態に最も適切なものであるというふうに考えてまいりましたのでございませぬけれども、いまやこういふ七千三百億という数字になりましたこと、そこでこの三千億という追加減税が、できる限りひとつ景気浮揚の方向に生かしてやってまいりたい、かように考えております。

○福間知之君 主税局長、尾崎参事官も言っています。

られるんですけれども、私も全く専門家がありませんから、責任のある議論というのにはできませんけれども、確かにアメリカは日本と違って、公共事業投資による景気対策というものは有効に活用できないという事情があるということのほば認識ができるわけで、それにしても、カーター大統領になってやはり向こう二年間で四十億ドルの追加公共投資等も決めておりますし、あるいはまた、その具体的な施策、実行方法がきめが細かいようですね。あるいは州だとか市で、失業率の高いところに重点的に配分するとか、あの大きな国にしてそこまでのやりきめの細かいことをやっていると、これは、大変りっぱなことをやっています。赤字財政の中での公共投資をするわけですから、大蔵省の所管じゃないにしても、その実現、実施に当たっては、本当に景気に刺激が効果的に与えられるような、やっぱり措置が入念に整備されなければ、それじゃなくとも自治体は赤字で困って、政府からお金を、非常にそういう点が問題にいままでもなっております。

そういうことを考えますと、公共投資偏重というのは、ぼつぼつその神話から抜け出さなければいかぬし、それは単なるフィスカルポリシーとしてだけの性格のものじゃないと思ふんですよ。わが国における公共投資が、あるいは社会資本の投資が、投下がおくれているという問題は、これはもう本来より基本的な社会政策、財政政策の問題だと私は思ふんです。そういう点で、大いに主税局長の方も、責任者のお一人として、ことしの減税の経過なども考え合わせまして、熟慮、配慮をひとつ今後ともしていただきたいものだと、こういうふうにして申し上げておきたいと思ふんです。

それから、大蔵大臣にちょっとお聞きしたいのですが、衆議院段階で、わが党の方から質疑が行われたと承知しておりますが、例の夫の寡夫控除の問題というのは、やもめ男が大分ふえている

ようでありまして、いわゆる従来の意味の女の寡婦は全国三十八万人程度だと、こう聞いているのですが、実際の数字がどうであって、夫のやもめばただで人を雇ってめんどうを見てもらうわけにもいきませんし、保育園にでも出せばかなり金がかかりますし、経済的にはやはり負担が大きいと思ふんですけれども、来年度あたりはそれの実現を決断しようというお考えはないかどうか。

○国務大臣(坊秀男君) 答え申し上げます。

最初に女の寡婦にそれ以上の恩恵を与えておいたということは、私がここで申し上げるまでもなく、労働能力と申しますか、体力です、これが女性に弱くて、男性の方が強いということで、御主人に死に別れた寡婦に対しては何らかの税制上でもこれを措置をしていかなければならないと、こういうことであつたと思ふんです。世の中だんだん変わつてまいりまして、推移してまいりまして、なかなかこれはもう一概に男の方が強くて女の方が弱い。それは物理的な力ならこれは別でございまして、そういうふうな時代は別々になってきておるとも思ふんです、そういうふうな事態に即応いたしまして、いまの男やもめにも何とかしろと、こういう御意見も私は必ずしもこれはむちゃなものではないというふうに考えます。そこで、この問題につきましては、税制調査会ともこれ御相談を申し上げまして、適当な結論を得たい、かように考えております。

○福間知之君 一言つけ加えますが、最近の新聞で、アメリカの社会では婚約契約という傾向がは

やっていると語弊がありますけれども、男女平等のアメリカの合理的主義の歴史と伝統の社会ですから、日本と切りかえてみなきゃなりませんけれども、夫は大体日本では掃除、洗たく、食事準備等はまあやらないうと、これは一般的な家庭の生活態度だと思ふんですけれども、アメリカはもとそうではなかつたということもこれあるわけですが、最近では、それをちゃんと弁護士が中へ入って、結婚の前に契

約をする。それで夫は洗たくをする、あるいはまた掃除をするなど、日常的な夫婦対等での家庭生活維持に向かつて、労働の分担をするという傾向があるやに記事をちょっと読んだことがあるんですけれども、日本の場合も、私はあえて男女平等論をここで持ち出す必要もないことなんです、やはり交通事故死だとか、あるいはまたいろいろな解明困難な病気、あるいは複合のそういう障害が出てきていますんで、平均寿命が延びたといへ、やはり何十万かのやもめが苦勞しているというのを思うときに、やはり大臣がおっしゃったように、税調でも一度考えていただくに値する問題だと思ふんです、期待をしておきたいと思ふんです。

時間が参りましたので、租税特別措置に關して、私幾つか質問を用意しておりましたが、すでにわが党は衆議院で租税特別措置、あるいは法人税、あるいはまた有価証券取引税等に対する一定の見解と改正法案を提出いたしております。この国会で実現することは困難な模様でありますけれども、かねがね申し上げましたように、この財政的な厳しい状況なり、あるいはまたこれからの経済の高度成長から安定成長への移行といふふうな大きな命題の中で、思い切つて不公平税制をなくすといふこととあわせて、財政の健全な立て直しというのを進めるためには、やはりここではかなりの勇氣と決断、創意工夫といふものを持たなければ私はいけません。特に大法人のみならず、例の医師優遇税制などににつきましては、もう数年にわたる税調での御答申もこれありです、これはやはり政府・与党の決断だと思ふんです。社会的に不公平これより大なるものはないとあえて言つても私は過言じゃないと思ふんです。最後に租税特別措置に對するいままでの私どもの見解について、来年度に向かつての大臣としての御決意を伺つて質問を終わります。

○国務大臣(坊秀男君) 今日まで拜聴いたしてまいりました野党各派の不公平税制を是正しようといふことにつきましては、これはもう具体的にどの

すか。現在は高いと思われるが。

○政府委員(大倉眞隆君) これもまた非常にむずかしいお尋ねでございますけれども、やはりそれぞれの中で、所得税に税法系の中でどの程度の比重をかけて考えるのかということとあわせて、いろいろの結果が出てまいりませんかと思ひます。矢追委員のおっしゃいました数字は、まあ分母分子のとり方いろいろございまして、わかれども、わかれども、人口を分母にいたしまして納税人員を分子にするというのが、国際比較が一番行いやすい計数でございますが、それをとつてみますと、日本の場合、五十二年分所得税では、大体六二、三％という比率になるのではなからうか。これに對しましてアメリカの同様の数字が、これちよつと古いところしかわからないのでございますが、四十八年度で七四％ぐらい、イギリスが一番新しくわかる四十七年度で七七・五％ぐらい、フランスの場合は逆に、付加価値税があるために所得税のウェイトが低くて、これも同様の比率は五七・七％ぐらいというふうなことでございまして、何割までがいか、あるいは何割が限度であるとかいふことを一義的に決めてかかるというのは非常にむずかしいことであらうかと思ひますけれども、現在の、いま申し上げましたような比率からいいますと、日本の場合の納税者比率が高過ぎるというふうには必ずしも申せないのであからうか、私としてはそう考えます。

○矢追秀彦君 ということは、いまのお話でいけば、外国と比べて低いんだと、現在では高いとおっしゃいますが、いまさつき申し上げたように、かなり水位がずつと上がつてきていますよね。だからこのままいくと、どんどん上がつていく可能性が出てくる。そういう意味で、大体どの辺というふうなことを考えられていますか。やっぱりそれはある程度の目安がないと、大蔵省は金取れるところから取れということになつてくるわけであらうか、その点いかがですか。

○政府委員(大倉眞隆君) やはり一義的に何割が限度であるということとはなかなか申し上げられないだらうと思ひます。ただ、ある時期に、税制調査会の答申でも御指摘を受けたことがございまして、やはり余り急に納税人員がふえていくという場合には、それなりにまた問題をはらむから、その辺も考慮しながら、納税人口の推移というものも、毎年度の税制改正作業のときには一つの参考として考えるべきだという御指摘はもちろんでございますが、ぜひ何割かにとめなくてはならぬということとはなかなか申し上げられないと思ひます。

○矢追秀彦君 次に、所得階層別分布を見ますと、二百以下以下の納税人員が千二百五十万人で全体の四八％になつておりますが、この所得階層別、まあたとえ五分位の収入に對する税負担割合、こういった調査はされておるわけですか。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、所得の大きさに應ずる所得税負担の割合というものは、税法上の計算値というものはもちろん出るわけでございますが、それをいけば生活の実態のようなものとしてとらえた場合にどうなるかということにつきましても、実はデータとしては総理府の家計調査しか現在のところないわけでございます。総理府の家計調査では、ごらんいただきますと、五分位に分けてまして、その各分位ごとの毎月の勤労所得税というものとその他の租税というものには記録がされております。その他、一般世帯につきましても租税の記録はございすけれども、これはサンプル数の制約とかいろいろな面がございまして、なかなか所得税負担を考えると、家計調査を使うというものは、むしろそれよりも税法を適用して計算できる各階層別の所得税負担というもので物を考えていいんであらうかと。ただ、御質問の趣旨が、そういうことではなくて、家計の各分位ごとに所得税を含んで各種の租税を一体どのように負担しているんだらうかという問題になりますと、それはまた、家計調査から一つの答えは出ております。ただ、その他の租税の分類がよくできておりません。したがって、

所得税と、現在でございます各種の間接税とをどういうふうに分担しているだらうかということが、実は家計調査からはなかなか出てまいらないわけでございます。で、かねてから委員会でもいろいろ趣旨の調査をすべきではないかということも、これはたとえ前国会で、鈴木委員がございまして、あるいは矢追委員がございまして、御指摘を受けまして、私どもも勉強は続けておりますけれども、なかなか自信を持ってお出しするようなものがまだ見つからない。しかし、大事な問題でございますので、引き続き勉強をいたしてみたいと思ひます。もし御審議にたえるようなものがございすれば、これは御参考としてお出ししたいと思ひますが、どうもただいまのところ、非常に資料の制約が多くて、収入の各分位別の各税目の負担率、実質負担というものがなかなか出てこないというのが現状でございます。

○矢追秀彦君 これは大臣、ひとつ前向きにお願したいんですけれども、この問題、やっぱり所得階層別に、この税負担にしても、まあ物価もそのうなんです、案外やられてないわけなんです。だから、もう少し五分位ということにひとつ目を注いでいただいて、これはぜひしていただきたいと思ひますが、ちよつと大臣の方針を聞かせてください。

○国務大臣(坊秀男君) 非常に重大なる問題であるとともに、また非常にこれ、むずかしい問題だと思ひます。そこでこの問題につきましても、御意見を尊重いたしまして、鋭意ひとつ勉強させていただきます。かように考えます。

○矢追秀彦君 もう時間が来ましたので、次に移りますけれども、最後かためてお願したいと思ひますが、この三十九年十二月の税制調査会答申、これは標準生計費をめぐりしてございまして、そういうふうなことも中心として書いてございまして、この考え方が変わったのかどうか。それから、人事院勧告等の参考資料となつていく世帯人員別標準生計費、これでは、標準家庭では月十六万円、そうしますと、物価上昇率を掛けると二百

十一万五千円と、こういうふうになるわけですね、年間生計費は。そうすると、五十二年の課税最低限は二百一十五万円ですから、十万円の差が出る、こういうふうなことで、この辺はどういうふうな考えればいいのか、要するに課税最低限度のこれからの考え方は、先ほど大ざっぱに言つていらつしやいます、もう少し今後の方針としてきちんとしていただきたいと思ひますが。

それから、控除額についても、やはりこの物価上昇率、いろんな点を考えますと、現在非常に低いと思ひますが、三十三万円程度であるべきだと思ひますが、基礎控除ですね、これが二十六万円になつておりますね、五十二年は。

それから、続いてもうまとめて聞いてしましますが、次に、老人扶養控除、現在七十歳を少なくも六十五歳までに引き下げる考えはないかどうか。

以上で終わります。

○政府委員(大倉眞隆君) 課税最低限につきましては、その標準生計費をめぐるとすべしだという御答申は、いただいたことがないんではないかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、ぎりぎりの最低生活費というものは食ひ込まないようになりたいと、それと標準生計費と言われるものとの間にどこかに位置をする。ただ、その場合に、従来のように非常に多額の自然増収に恵まれますので、歳出もふやす、減税もできる、場合によって公共料金も税でカバーして上げないで済むという時代が、いまや終わつてしまつたと考えざるを得ないものでございまして、これから先、従来のようにゆとりをもつて実質的に課税最低限の引き上げを毎年考へるという方向は、残念ながらなかなかとりにくい時代になつたのではないかと、このことを率直に申し上げざるを得ないと思ひます。

もう一つの問題の老人配偶者、老人扶養親族等の年齢要件でございまして、これらの控除はいずれもいわば福祉政策という観点から特別の控除を設けているわけでございますので、他の政策の方

で老人福祉対策としていろいろとっておられる場合の適用年齢、たとえば国民年金法の老齢福祉年金の支給開始年齢とか、あるいは老人福祉法によります老人医療無料化の場合の年齢とか、あるいは生活保護法によります老齢加算の対象年齢とかいうようなことを勘案いたしますと、やはり七十歳以上という現在の規定でよろしいんではなからうかというふうに、私どもとしては考えております。

○矢追秀彦君 あと控除額の、基礎控除、配偶者控除……。

○政府委員(大倉眞隆君) 大蔵失礼しました。昔の答申を急いで見ておりましたので、答弁が漏れまして申しわけございませんが、各控除が改正前で二十六万円、改正後で二十九万円ということでございますけれども、これもまた必ず計数的に本年は何万円ではなくてはならないというような数字というものは、非常につかみ出しにくい。結局、従来からの負担水準の流れを見ながら、また前回改正以後の経済環境なり財政事情なり、あるいは物価の動きなり、それらすべてをながめながら、課税最低限の水準が妥当なところになるようにということを決めていくんではなからうか、このように考えているわけでございます。

○矢追秀彦君 いま局長、そのさっきの答申のことですと、七十二ページですが、こう書いてありますよ。「所得税の課税最低限を定める基準については、従来から生計費の動向との関連を重視し、マーケット・バスケット方式による基準生計費をそのメドとしてきている」と、こういうふうにありますので、いまのお答えとちよっと違うんじゃないかと思えますが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉眞隆君) ちよっと申しわけございませんが、ただいまの七十二ページとおっしゃいましたのは……。

大蔵失礼いたしました。御引用になりましたのは、私どもの方で審議経過と申しております答申に至ります過程を後日のために記録をしている文書であると思えますが、ちよっとこれ長くなりま

して恐縮でございますけれども、この中で使っております言葉の基準生計費と申しますのは、先ほど来私が申しております標準的なつまり平均的な生活をしておられる方の生計費というものはまた違う概念でございます、これはちよっと長くなりませぬけれども、世帯人員別のモデル世帯を選定して、各世帯の構成人員の年齢を一応設定して、そうして成年男子が日々生きていくのに必要な栄養を摂取するための献立表をつくって、これを基礎にカロリー当たりの食料費単価を出して、それを年間食料費として、これをエンゲル係数で除して消費支出を求めるというような、モデル計算をした結果はじいてみたもので、これはマーケットバスケット方式でやってみるといって御承蒙を受けて、いろいろ計算した当時の計算過程を説明している文書でございます、私が先ほどお答えしたような意味での平均的な日本人の平均的な生活費という観念ではないと思っております、それで先ほどのような御答弁をいたしましたわけでございませぬ。どうも資料見当たりませぬで大蔵失礼いたしました。

○渡辺武君 大臣に伺いますけれども、日経連の会長の桜田武氏が、この三月の初めだったと思っておりますが、中期財政収支試算についての桜田私案というのを発表しております。これは私、別に賛成というわけじゃありません。容認できない点が非常に多いんですけれども、しかし、現に財政制度審議会の会長をやっておられる桜田さんが、五十五年の赤字公債償還はできないと、現に試算の中でも五十五年二兆円の赤字公債発行を予定している私案が出てくるわけですね。そういう見解を発表しておられるという点は、これはなかなか重大な点だと思ふに思いますが、大臣の御見解伺いたいと思ふます。

○政府委員(加藤隆司君) 大臣の御答弁の前に、ちよっと経緯的なことを御説明させていただきます。二月の中、下旬だったと思っておりますが、日経連の会長の桜田さんが日経連の調査部を指導されて、ただいまお話しのようなわれ

われの財政収支試算と同じような形式のものをおつくりになったことは承知しております。伺いますところによりますと、わが国の財政の現状は非常に困窮をきわめているということ、それからこれを克服するためには不転換の決意を持ってやらなきゃいかぬということ、そういう最大限の努力を払えと、そういうことをおっしゃりたいためにおつくりになったやに聞いております。ただ問題は、具体的な計算に当たられましてお使いになりました前提とか、計算方法の詳細をつまびらかにいたしませんので、残念ながら具体的にこれをコメントするすべからぬわけでございませぬけれども、私どもとしては、まあわれわれの計算によるにしろ、桜田私案によるにしろ、わが国の財政の現状は非常に困窮をきわめているということ、それから五十五年までに赤字公債を脱却するために非常に困難なような条件があるということ、ただわれわれが考えておるように、不転換の決意を持ってやらなきゃいかぬということを御指摘になつておるので、そこは全く同じ考え方でないかというように考えております。

で、この委員会におきましても、今国会になりましてから再三いろいろ御指摘をしておりますが、われわれといたしましては、経済情勢という問題がございませぬ、それから国民生活の安定という問題もございませぬ、それから物価の安定という問題もございませぬ。さはさりながら、財政面における歳入歳出両面を通じて工夫と努力を尽くして桜田さんが御指摘になつておられるような不転換の決意を持って何とか財政再建をやりたいということ、全く桜田さんの意見と変わらぬわけでございませぬ。

○国務大臣(坊秀男君) 桜田さんは財政審議会の会長ですね。財政審議会の会長として、長年にわたり大蔵省の財政政策につきましていろいろと御指導を願っておる方でございますから、今度の財政収支試算も当然ごらんになつておると思つたが、それをごらんになつておると、国会においてもいろいろ御議論がございませぬ、これはなかなか

容易ならざることだぞ、これをぜひ実現していくためには、本当にこれは財政当局としては決意を新たにしておつて取りかからなければならぬぞという意味におきまして、大蔵財政当局をこれを激励と申しますか、それに対してしっかりとやらなければいけません。それを示唆していただくものであると私は考えまして、さらに一層この財政収支試算の目標を達成すべく努力したい。言うなれば頂門の一針を刺されたということであらうと私は解釈いたしております。

○渡辺武君 いままでの大蔵省の、特に大臣の御答弁、五十五年度にはどうしても赤字公債から脱却しなきゃならぬのだと、そのためには増税あるいは新税の創設、これも恐らく避けられないだろうと、もしそれができなければ、これは社会福祉のための費用などを削減せざるを得ないという趣旨のことを言つてこられたわけですね。ところがいまの御答弁によりますと、まさに大蔵省と同じ立場にあられる桜田さんが、五十五年の赤字公債償還はこれできないという趣旨の数字をばつきり示されて、五十五年二兆円の赤字公債発行必要なんだと、数字まで示されて出されておる。これはやはりこの五十五年赤字公債償還という大蔵省の現在の立場は無理だということを示しているというふうに見なきゃならぬじゃないですか。実現の可能性ありますか。

○国務大臣(坊秀男君) いつもお答え申し上げますとおり、これは本当にむずかしいことだということとはしじみと考へております。だけれども、それを実現しないことには、日本の財政がどうしたって立ち直らないことであるならば、もう何としてもこれを實現しなければならぬ。万が一それが實現されないということになると、いまもお話ございましたけれども、日本の国としては非常に大事な社会福祉だとか、あるいは社会資本の投資だとかいったような大事なものを、これを見直していかねばならぬ。しかし、さようなことには持つていきたくない。だから、そういう意味におきましても、これはひとつ何としてで

らぬと同様に、そういったような財政再建のために税制体系をつくるためには、この不正税制から脱却をするということも大事なことだと私は思います。さような観点からいたしまして、野党の皆さんからいろいろ御提示をいただいております。ゆるる不正税制というものを、これを慎重に検討いたしました。そして税制の公正化をするということが、今日何よりも大事なことだと考えております。

○栗林卓司君 時間の関係で一つだけ大臣にお尋ねします。

三千億の追加減税の問題ですけれども、詳細は現在検討中だと思えますけれども、この点について、大臣は再々、六党合意でございまして、政府としては誠意を持って取り組んでまいりたい、こういう御回答であったわけですが、私が伺いたいのは、その執行の責任というものが、私が負うのだろうか。それは当然政府ということになるかもしませんけれども、できないことを言われてもできないのでありまして、そういった意味では、どういふ内容の三千億追加減税かというところが絡んでまいりますし、それは六党だと言いつい方をすると、実は六党の方も執行に対して責任を負うことになるかもしれない、この点についてはどういふように整理をしてお考えになつていくのか、伺いたい。

○国務大臣(坊秀男君) 三千億の追加減税につきましては、御承知のとおり、いま衆議院の大蔵委員会において具体化をお願いをいたしている。そういうような過程にございまして、しかしながら、この税制が、案がで上がりまして、そして国会へ御審議をお願いして、これが国会で成立したということに相なりますれば、この執行の責任は、私は財政当局がこれに当たるべきものだと、かように考えております。そこで、それだけのものをいかなる形で実行していくかという細かいところについては、私は、まだその案を作成中でございまして、はつきりしたことを申し上げるわけにはまいりませんけれども、しかし、こ

れを執行するということにつきましては、相当な財政当局の税関係が大変な私事はやらなければならぬというところになるかと思つて、そういうようなことに処しまして、私は、主として国税庁が本当にこれを遺憾なく実行していただくためには、相当な国税庁に対していん人人的に、また機構的にも考えていかなければ、それを無理強いをするというようなことは、これは避けるべきだと、かように考えております。

○栗林卓司君 いま最後に言われた無理強いすることは避けるべきだという御判断は、詳細が衆議院の決議として決まったらいろいろ検討しますというものと、時間的にどうもよく絡み合わない気がするんです。したがって、無理強いではないんだと、ここまでは第一線の国税庁の職員の仕事としてどの程度乗っかり得るのだろうかという見通しを立てながら、衆議院で決める段階では、それは無理強いではないんだと判断できるだけの突き詰めたものを用意しておかないと、決まったからさあ大変だと、これは国の政策なんだから、よつてもつてついてこいというわけにこれはいかぬのだからと思つて、恐らくは実際に仕事をするのは、国税庁の偉い方々ではなくて、実際の第一線国税職員であるわけですから、その人たちに、おい、どうだという相談の一つもしながらしていかないと、これは本当はだめだろうと思つて、なかなかその相談も現在はないというであります。

それこれも詳細がわかつていないからだということになるわけですが、無理強いはいらないというところは大切なことでありまして、その意味で、案を煮詰めていく段階の中で本当にできるのかどうかということとをきちんと詰めていく必要があるんじゃないか。なぜかと申し上げますと、六党の相談の内容では、私が聞くところでは、一括戻し税というのとはどういふできないんじゃないかという話し合いであったと思つて、実は行政の方の発意として、なかなかそうではなくて、戻

し税はどうかという話が出ながら、問題が一層むずかしくなつてきたという経緯もあるように聞いておりますので、向こうで決まってしまう前に、実際に苦勞している第一線の国税職員の人たちを含めて十分な検討した上で、ではこれはできる、これはだめだといふふうにしていくことをいま現在努力をすべしと思つて、いかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) 大臣から申し上げましたように、衆議院大蔵委員会では、主として理事會が中心になつて、与野党の大綱の話し合いを進められたわけですが、その過程でまさしく栗林委員のおっしゃる通りに、どこまでなら実行可能かということも国税庁に入つてもらひまして、詳細の事務量も事務手続も御説明をいたしながら、与野党の合意の基本的な考え方として、できるだけ早い時期に、できることならば一括して、という御趣旨を体しながら、しかし、国税庁のいまの体制で通常の業務を抱えながら、なおかつ、やれるという限界はここでございまして、また同時に、源泉徴収義務者にもかなりの部分を協力していただくなくてはならぬ、そのためには、やはりこれくらいのやり方でない、源泉徴収義務者からの協力を求めるのもむずかしいと、ございまして、同時に、郵政省にも非常な追加事務量がございまして、経費もこれくらいでございまして、というようなことを詳細に申し上げる機会を数回にわたつて持つことができました。で、私どもや国税庁からの意見を十分聞き取りいただきながら、大綱を御決定になったというところでございまして、お決めたいただいた大綱を御成ししておりますが、なおその過程でも意見を申し上げる機会もあるようでございますし、御質問の御趣旨は私どもとしても十分体しました上で、国税庁もこれまた本当に大変な仕事なものでございまして、何とか実行可能であるという案でひとつ成案を得ていただくようお願いをいたしております。

○栗林卓司君 時間ですから最後に一つだけ大臣

に伺います。こういう新しい種類の、しかも皆さんが口をそろえておっしゃる、これはとても大変なんだという仕事に取り組む場合は、一般の労使関係の常識としまして、事前協議をしながら問題点を煮詰めて、ということになると思つて、国税庁を含めて統轄されておいでの大蔵として、こういう問題というのは事前協議という段階を踏みながらしていかないと、成果を期し得ないし、それは労使関係としても問題なんだという御認識についてはいかがでありますか。

○政府委員(山橋敬一郎君) 大臣の御答弁の前に、国税庁の当局者としてのお話を若干申し上げたいと思つて、ただいまのお話のように、今回の減税の問題は、事務量の面で相当な実益は増加ということになることはこれは必至でございまして、先ほど主務局長から御答弁ございましたように、いろいろ立案の過程でこちらの御意見も申し上げておるわけでございます。ただ現在、事務手続等の細目がまだ実はほとんど決まっております。したがって、どのような手続で、どのような形になるかという問題がまだ決まらない段階で実は組合と異なる話をするということでは、ちよつと無理かろうと思つて、われわれといたしましては、適当な時期に、事前協議という形が適当かどうかは別問題でございまして、組合と十分意思疎通あるいは意見の交換を行つた上で、この法案の執行が円滑にいくようにといふようなことを考えておるわけでございます。

○栗林卓司君 大臣、基本的な考え方について。

○国務大臣(坊秀男君) 大変行き届いた御忠告として承つておきます。

○村田秀三君 私は、総理大臣に質問をいたしますが、きわめて時間が短いわけでありまして、したがって、議論を尽くすことは不可能ではないかと、こう思ひながらも、財政経済問題のポイントについていろいろ伺つてみたい、こう思つております。

まず第一には、五十一年度予想いたしております

すところのGNP五・七％は、三月現在予想いたしましたので、達成できるかどうかという問題です。それから五十二年度六・七％見込んでおられますけれども、その可能性について、ひとつ伺ってみたい。

私の考えは、五十一年度は一―三月の輸出の伸びというものはかなりございまして、それをスタントにいたしまして推移しているわけでありませうけれども、しかし、五十二年度の一―三月の鉱工業の生産指数なり見ましても、かなり停滞をしておる、こういうようなことを見てまいりますと、この達成は不可能ではないかという判断をいたしておるわけでありませう。でありますから、その点について、ひとつ所信をお伺いいたします。

○國務大臣(福田越夫) まず五十一年度でございませうが、結論から申し上げますと、五・七％、まあそこへきちんといきますかどうか、これはまあわかりませうけれども、大体その見当の成長が実現されると、こういうふうな考えをしております。上半期、これが調子がよかつたんです。ところが、十一月期が、これがちよつと停滞いたしました、それで、一―三月期はやや上昇、そういうふうな見当をつけておるわけでありませう。総じて大体経済見通しの五・七％の成長は達成できる。

それから、五十二年度につきましては、これは輸出が昨年五十一年度のようなわけにはまいりませう。その他の要素はそう変わりませうが、そうしますと、輸出、私は、大体実質で五％ぐらいかと、こういうふうに見ておりますが、まあ消費の伸びもその程度でしょう。そういう中で六・七％成長を実現するということになるためには、財政支出が相当役割をしなきゃならぬ。投資の方はそれで相当拡大しまして、財政投資は実質で九・九％増と、こう言うんですから、全体総合いたしますと、六・七％程度は実現できる、こういう見当をつけております。

○村田秀三君 そこで、それをお伺いいたしましたのは、三月二十八日の新聞でありますけれども

も、自民党が景気の混迷の中で、夏の臨時国会に向けて一兆円規模の補正予算を組む方針を固めた、こう報道されております。その内容、総裁として御承知かと私は思いますけれども、まあ公定歩合の引き下げ問題、三月中旬に〇・五％引き下げました。五月のロンドン会議を前にして、〇・五％程度引き下げる、そして七月、まあ参議院選挙終わってからと、こういう含みであろうかとも思いますけれども、一・五％引き下げてですね、一・何％というんですか、そして公定歩合の大幅引き下げ、二％程度下げると、西独並みの三・五％に近づける必要がある、こういうような発表がなされておるようであります。そして同時に国債依存率三〇％などと言っておらないで、恐らくはそれを廃棄することでありませうから、国債を依存する一兆円補正予算と、こういう意味であろうと、こう思いますけれども、それを新聞記事で私、拝見をしたわけでありませう。自民党の総裁でありますから、自民党のことも知っておると私は考えながら物を申すわけでありませうが、いまの総理の答弁によれば、その六・七％の実現については自信のほどがあるということに私は聞いたわけでありませうが、そうすると、この自民党が考えている考えというのは一体何であろうかと、こう実は思うわけでありませうが、知っておれば知っておる、そしてまたその知っておる現実についてどう判断されるか、お伺いをいたします。

○國務大臣(福田越夫) 私も村田さん同様、その自民党の、いわゆる言われるところの自民党の考えというのは何だろうと、こんな感じがしてなりません、いまとにかく五十二年の本予算を議論しているときに、補正予算の話をわが自由民主党の政務調査会で打ち出すなどということはあり得ないことなんです。私は、いまの予算が実施されれば、景気はそこへ入れられると、六・七％成長は実現されると、こういうふうに見ておるわけなんです。ただ、世界の関係とかいろいろありますから、まあ万が一そういう成長が実現されないという

ような状況が出てくるかも知らぬ。そういう際に

は、そういう際で、国民はみんな景気の回復を希望しておる、世界も日本の景気回復を求めておる、そういう際でありますから、私は、臨機応変の手を打たなければならぬと、こうは考えているんです。

○村田秀三君 全く総理と私も同じ見解を持っておりまして、前段ですね。どうも、まさにいま予算は参議院で審議中でありませう。衆議院の予算審議が終わりましたならば、もはやこれで事足れりとする風潮というものは政府部内になしとしな

い。まあしかし、それはそれといたしまして、いま予算の審議中に、かかるものを出すということ、これは、自民党なりに一つの経済の運営に危機感を持つておると見ざるを得ないわけでありまして、もしもそうであるとするならば、これは当然本予算編成の審議中にでも修正案を用意するとかと

いうことではない限り、まさに国会を侮べつするものであると、こう私は思います。したがって、厳にそういうことのないようにひとつやっていたらいいと、こう思います。同時にまた、経済情勢の推移にもよりますが、同時にまた、経済情勢にこれはひとつかかるわけでありませう。その問題については、時間がございませうから詰めた議論はできません。まさに茶の間で議論するような大きな議論はなろうかと存じますけれども、とにかく不況克服、このためには与野党とも同一の目的を持っておると、こう思います。

したがって、これまでの議論を、まあいろいろありませうけれども、二つに分けてみるならば、野党各党は、これは一兆円減税を主張した、政府は公共事業重点を志向した、この二つの違いというのは余りにも明らかであります。

でも、ECからは抵抗ある、アメリカからもすいぶんいやみなことを私は言われたと思ひます、この間カーター大統領から。というふうなことを考え、そしてまた、まず工業製品であればいざ知らず、軽工業製品というのは、近隣諸国に対してパテントを持って技術を育成して、いま逆流している現状にあるとすれば、輸出が将来伸びるなどとは考えられない。だとすれば、今日の生産施設、規模というものをやはり可能な限り回転をさせていくということ、これは国内の消費を高めねばならぬという理屈になろうと思ひます。公共投資の方ももちろんその一つでありませうけれども。しかし、考えてみますと、国民の消費力が減退していることを概括的に見ていいんじやないかと思ひます。これは税金の方でも触れたいと思ひます、時間があれば。

国民の富の格差というものを調べてみました。四年前の資料でございませうけれども、とにかくこれも大ざっぱな物の言い方でありませうから、詳細な資料と受け取られることは危険かもしれませうけれども、六七年から七一年の五年間で最高所得者五人のもの、それから勤労者所得平均、これが五百倍から二千五百倍になっているというんです。それから最高所得者五百人とこれを対比いたしますると、百九倍から三百八十七倍になっている。昔間のうわさでは、日本でいま有名な人々、個人の資産が三十兆などというふうなことが言われておる。ところが逆に失業者は、潜在失業者を含めて四百万人に近いという資料も発表されておる。こういうふうな富の格差のある中で、消費を伸ばせなさいといつても、減税を多少いたしたしても伸びるはずがないんであります。これが一つであります。

時間がないからまとめ申上げますが、もう一つは、そういう意味で、つまりは低所得者層の所得を引き上げて、そして消費構造を変えてもという施策がダイナミックに行われなければ、私は今日の不況の問題というのは解決しない、こういうことではあります。

時間がございませぬから、もう一つ続けて申し上げますが、私の私見であります。つまり、価値観の転換といいますが、総理は資源有限時代ということが好きでございませぬ。私もそう思いません。とにかく、これまでは戦後何年か、ない物を急いでつくらねばならぬということもあつたであります。安かろう悪かろうという使い捨ての時代というものができてしまつた。極端な例を申し上げますならば、結婚してたんすを買います。三万円ぐらいだといつたしましうか。子供ができて夫婦げんかするところに、そのたんすの張り物がはがれてしまふという、そういうような状態。一生のうち三回買いかえるとしますか。これはただかだか、当時の価格関係もありまじうけれども、これは三倍。キリのたんすはどうですか。まあ安く見て三十万ですか。これは子供にも使わせられる。しかも加えて、最近デパートに行つてまいりますという、北欧の方から、まさに高価な、これはどつしりとしたところのいわゆる家具類が輸入されて、それがぼんぼん売れてゐる。こういうことを考えました場合に、資源有限の問題あるいは公害防止の問題、そういう意味から見まして、社会資本の投資もさることながら、個人の家産資産に対する蓄積を大ならしめるような方向での施策というものが必要である、私はこう思います。

これは全国の賃金水準を引き合いに出すまでもありません。卑近な例ではありますけれども、参議院の職員、二十年勤務して四十二歳、親子四人、平均賃金、手取りでございませぬけれども、十六万、貯蓄が幾らあると、こう言いましたところが、百万になりませぬ、とてもじゃないがなかなか容易じゃございませぬと、こういう言葉であります。これじゃ、何か家をつくれとか住宅政策を進めるなどといつてみたらこれはできやうがないと、私はこう思います。でありますから、そういう意味からいつても、つまりは課税最低限程度、この限度においても私は不満がありますけれども、よしんばそれを一つの過程といたしまし

て、すべての下限所得層というものを賃金の面からも社会保障の面からも引き上げていって、そして消費構造を転換するといふ、その施策がこれまたダイナミックに行われなければならない、これは考えます。

もう一つの問題でありますけれども、不況はもう五年になります、はつきり言つて。私は、ある商工会議所の会頭から聞いたんでありますけれども、いまの政府はばかだと、こう言つてます。不況だ不況だと言つて、そしてとにかく買ひ控えさせておる、ここが問題だと。いざとなれば、財政収支にも関係してまいりますけれども、インフレの問題もございませぬ、とにかく頼れるものは政府じゃなくても金きりない。だから食べるものも食べないで消費支出を抑制してそれを貯金に回している。失業者がふえているというにもかかわらず、預金量がふえているというにもかかわらぬ、預金量がふえているという私は話を聞いておるわけでありませぬけれども、厳密に言つてそれがどういふ影響を及ぼしているか、それはわかりませぬが、とにかくそういうことを考へていられるならば、国民はむしろ萎縮してゐるという現状だろうと思ふんです。したがつて、財政の面からいつても、経済政策の面からいつても、自閉症的な現象がいまの経済の状態ではないかと、こう思ふわけなんです。だとすれば、この際、つまり政策の面でも、財政計画の面でも、国民が信頼できるようなそういう施策を断じて自信を持つて出してい、そして国民が本当に消費を拡大できるというふうな風潮をつくり上げなければ、今日の、ましてや構造不況と言われているその構造にもメスを入れなければ、私は解決する問題ではないと思ひます。

短い時間でございませぬから、要を得ませぬけれども、これに対する総理の所信をひとつお述べいただきますかと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) いま国民が希望しておりますのは、私は、景気がよくなるということ、これが一番ではないかと思ふんです。暮らしのことを考えましても、やっぱり景気がよくなるなけ

れば、おしなべて国民の暮らしの方もよくなるんだい。さあそれじゃ景気をどうやってよくするんだということになる、金が、財政事情がゆつたりしておりましたれば手は幾らでもある。村田さんのおっしゃるようなこと皆実行できるわけですからね。しかし限られておる、金は。そう限られた金を景気てこ入れに有効に使わなきゃならぬという立場に政府は置かれておるわけです。その有効に限られた金を使う。どういふふうに使つかという、私はこれは社会投資だ。つまり、いまわが国におきましては生活環境の立ちおくれが非常に激しいわけでありませぬ。こういう際に公共投資を行つて、そうしておくれられた社会環境、そのおくれを取り戻しをする、これが景気対策といつたしましてもまた一番効果的であると、こういうふうに行われておるわけですから、公共投資は私は一挙兩得だ、こういうふうに行ふんです。まあ金が他に余力ありますれば減税もして、ことに低所得者の人なにか対象にしたそういう施策を進めたいと思ひますけれども、国家財政はその三割を公債に依存しておる、しかも、財政法が禁じておるところの特例公債まで四兆円を超える額を出さなきゃならぬ、こういう状態です。この状態を続けてい

たら、これは日本社会は大変なことになる、はいかと、それを心配しておるわけなんです、私は。そういう心配をしておりますので、皆さんが、皆さんが一兆円一兆円と言われまされたけれどもかたくなに抵抗姿勢をとつてきたわけなんです。まあしかしあれはあれで、とにかくやつと合意ができましたから、私はあの合意ができたという姿は高くこれを評価しております。しかしいま財政のことも考えながら、いかにして景気対策をとり、景気がよくなりますれば、それは回り回つて消費がふえていくんですから、そういう姿で私は日本の経済を転換していきたいと、こういうふうに行ふことをお願ひ申し上げます。

○村田秀三君 十分な答えにはなつておらないと思ひます。やはり公共投資重点の考え方はいま述

べられたわけでありませぬ、私は、これを無責任な物の言ひ方をしようでございませぬけれども、まさに論理的な物の言ひ方をしました、私のつたない判断です。しかし、やっぱりどうしてもいま春闘の時期だから言ひつけやありませぬけれども、いまの経済の運営なりというものは、まさに悪循環を続けていくような政策がとられてゐると実は思つております。むしろ労働者の賃金をうんと引き上げて、そして住宅もつくれるようにというふうな多角的な、だから私は、つまりは多角的にいふと進めるといふ前提に立つて、たとえば自民党の先ほどの発表の中にもありました住宅対策と、こういうことでありませぬ。

あの住宅対策というのは恐らく公営住宅のことじやなからうと思ふんです、とにかく入る人がいないものだから一万戸建設を見合わせるなどというふうな現在の世の中でありませぬ。でありますから、あの住宅といふのは個人の持ち家制度のことだろうと思ふのです。この持ち家制度、これは財形貯蓄いろいろありますけれどもこれはもうみんな不徹底であります。徹底してやつて、そして持ち家制度もできる、それれども二十年で建てかえなどというんじゃない、子供が住んでも孫が住んでもいいようないわゆる建築をする、いわゆる個人的にも資産蓄積可能な賃金水準なり、あるいは労働力の価値を評価するなりということと総合的にこれはやつていかなければなるまいという考え方をしておるわけです。

まあお答え、これ議論してゐると時間なくなりませぬから、そこで、いまの総理のお答えともこれは関連するわけでありませぬが、昨年出された財政収支試算、これは若干手直ししながら三月三日に再提示されております、この議論どこでもあつたらうと思ふんです。去年の議論聞いておりましたら、これは経済企画庁の五十年代前期の経済計画に基づく試算であるから責任がないんだと、こういうふうな、極端な物の言ひ方をすれば、しかしいま大臣は、先ほど渡辺委員の質問に対して、ではあるけれどもこれを目標に

して最大の努力をする、不可能ではあるけれども、こういうような言い方をいたしておりました。要は、先ほど国民が政府のやっていることに信頼がないというのはそのことを言うんです。これが実現可能な数字であって、よしんば十年でやりますよと、これに合わせて政策がきちつきちつと出てきますよという、そういう信頼が持てれば、私はそれはそれでいいと思うんです。だから、たとえばこれ見るとたぐさんの矛盾がありますよ。これは歳出関係を見ても、公共投資は、これは若干伸び率低まったといたしましても、それよりもまして振りかえ支出は大幅にダウンしている。その他の支出といえればこれは文教も、農業政策も、すべての問題が包含されておると、こう思うんですけれども、全部それが大幅にダウンしているわけですね。私がいま申し上げました総合的なその対策の中の重要な部分というのが、抜けているというふうにはこれは理解するほかない。これじゃいまのやつぱり景気なんというのは、私は本当に回復するなんということにはならないと思うんです。

このついでですから申し上げますけれども、とにかく四十年の不況期に財特法が出されました際に——昨年の十月財特法の審議に当たりましても私言いましたけれども、とにかくそのときの大臣福田さんは、木村さん、七年もたてば財政規模はこれ倍にもなりますし、二千五百九十億程度の金は、これは心配することありませぬよという答弁しているんですよ、これ現実の問題として。国債いま三十一兆円になっていて、特例公債だけでも五十五年度にこれは持たないようにする。そうして十年たつたらこの国債は全部返す。どうやって返すんですか。大体、国民だれも信用しない、こんなのを見たって。そこに問題があるわけですよ。だからつまりは税金は取らなければならぬという、それは私も否定はしておらない。

できたところですけども、とにかく上げるがごとく上げざるがごとく何をやっていいかわからぬと、まさに無責任きわまる言い方をいたしておりました。そしていま大蔵大臣は、国民の選択に任せる、増税するか、あるいはどうするか選択に任せる、国会で審議を願いますと、こう言っているんですよ。だとすれば、これはもう私どもの主張は、先ほど申し上げましたように、富の格差は拡大しているんだから、富裕税等も創設をしながら、ひとつ大きく取って、そして底を上げなさいという主張をしてきていることは御存じのとおりであります。それをやりなさいと、同じ増税でも任せると言いながら、やるのかやらないのかさっぱりわけのわからぬことを言っていて、しかも五十三年度を見ますという、いままでの慣例、慣行といいますが、これはりっぱな学者がつくられたところの数理的な物の見方でありましようけれども、税の弾性値が一・幾らですか、一・三のものが五十三年度になると一・八幾らになっておる。これは増税をするほかないということ。税金はどこから取るんだ。どこから取るということをはっきりさせながら、国会で審議を願うなんていうのじゃなくて、選挙向けのようなああいう手前宣伝をするのじゃなくて、むしろいま財政を建て直すためには、国民経済の生活を安定させるには、かくかくしかじかしなければならぬ。政府は責任持ってこれをやっていくから、国民はどうするのですかひとつ御判断を願いたいというぐらいに、参議院選挙の公約ぐらに出す必要が私はむしろあるんじゃないかと、こう思うんです。これは実際に総理大臣、経済関係のナンバーワンとこれまでも自任し、私もそう思ってきたわけでありまして、実際にこの財政収支試算が、責任持ってこれが実現できるのかどうか、まずそれをひとつお聞きいたします。

昨年来の答弁を聞いていますという、役人といふのは、言っちゃ悪いけれども、つじつまを合わせればいいんじゃないかという感じを受けました。一年たつたら交代であります。つじつま合わせをやって責任回避をしようとする、そういう態度がありありと見えるわけですよ、これは。そのことについてどう思いますか。時間がなから私はこの点でやめますけれども。

○国務大臣(福田勉夫君) 財政試算は、これは五十五年度に特例公債、これはぜひやめたい、こういう前提でつくったわけでありまして。そして本当は五十五年度の財政の全貌を皆さんに知らんいたなくということにすればよかったです、もう皆さんの方からそれじゃそれに至る過程は一体どうだというお話がありましたんで、各年度入れてあいう形になっておるわけです。実際は五十五年度を抜いてごらん願うと、こういう趣旨のもんであります。

五十五年度の特例公債をなくするという問題、これは私はもうぜひやりたい。これができないと、これは日本の財政がどうも非常に苦しい立場になる。その辺から日本の社会、こういうものに相当大きな不安が出てくる、こういうような感じがしてならないんです。五十五年度をこうながめて見ますと、これはどうしても国民の負担、これが三割ぐらいいえる、負担率が、そういうことになるんです。さあその三割を、そのうち一割ぐらいいはこれは地方の負担になりましよう、二割ぐらいいは国の負担になるわけでありまして、いずれにしても国民の租税負担率は三割上からざるを得ない。

その際に一体どういふふうに対処するか。私は一方においては、行財政の改革ということも考えおるんです。これはまあとにかく支出の方ですね、これにもいろいろ工夫をしなければならぬ。ただ、これは伸びるのを抑制するという力しか私はないと思います。これを削減していくんだと、こういうふうなわけには実際上いかぬだろうと、こういうふうな思いはありますが、まあとにかく工夫を凝らして、そして効率のいい金の使い方をすれば、財政支出面。それから財源面におきましてもいろいろ工夫をしなければならぬということでありまして、いまその工夫につきましては大蔵省の方で一生懸命検討しております。大蔵省の方では大方の展望をこの秋ごろまでに出せるか出せないかというふうなことを言っておりますが、いずれにいたしましても、まあ自然増収だけではこれはこの三割の租税負担率、これは埋まりません。やっぱりいまの税制の改正をやるとかあるいは新税を起すとか、そういうことをしなければならぬ。まだ具体的にいかなる、既存の税制を修正するの、あるいは新税を起すのか、そこまで検討はいつておらないんです。これはこれから鋭意検討いたしましてそうして国民の理解と協力を求める、こういう段階に入らうと考えております。

○村田秀三君 その検討されるということですが、これは去年も同じような答弁の繰り返してありまして。だから、もう来年のことなんです。ね、はつきり言え。来年のことをこれまで検討して、そしてまた次の予算を編成するときにはわからぬと、その繰り返しがこれはどうしようもないと思うんです。だから、一定のめどをつけながら、やはりもう四十年当時のようにのんびり構えて七年たつたらこれももう二、三千億なんというのを目じやごいませんと、このわけが違うんです。責任持って出すべきですよ、これは。そのめどというものをやはりある程度明示をいただきたい。少なくとも来年度また試算でございまして、これは検討課題でございませぬと、これは、私は今日の段階では許されないと、こう思うんです。とにかくこれ償還の見通しなんというものは正直に言っていないでしょう。政府が責任を持って支払う、これは去年あたりどなたかが言っておりました。政府が責任を持つと、その政府は一体だれでありますか。これは言ってみれば国民ですからね。そういうことを考えると、やはりこれは政府がやっぱりとときにはどうにかぶつてもきちっとしたものを示して、そして国民の信を統一していくということにしなければ、財政の問題も経済の問題も私は解決しないんじゃないか、そう

いう感じを持っておるわけでありまして、その辺のところについて決意を持ってやってみよう、こう思います。

○ 国務大臣(福田赳夫君) あれは四十年の特例公債も、予定のおり七年後には現金をもって完済を出したおるわけでありまして、今度も特例公債を出しますけれども、十年後においてこれを完済する、こういう考え方のもとに償還財源、これをいろいろ工夫をいたしながら積み立てておる、こういう現況であります。

○ 委員長(安田隆明君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○ 委員長(安田隆明君) 速記を起して。

○ 福間知之君 総理に伺いたいと思っております。

帰国をされて一週間たちました。時差も大分解けて正常に戻られたと思うんですけれども、ちょうど本会議で質問立つ機会があつて、私は総理の訪米を少し延期されたかどうか、こういう趣旨で懲懲をさせていただきますが、まあ行かれたわけでございます。何はともあれ国会からかけつけ帰ってこられたということで御苦勞に存じます。

ところで、実は私、訪米されてカーター大統領との日米首脳会談の中で重要な問題が幾つかあつたと思つて、きょうは例のわが国からのカーターテレビの輸出問題につきまして、大統領から会談の中で、言うならば友好と連帯というんですか、フレンドシップとソリダリティという精神に立って、日本側の自主的な立場での数量規制で協力をしてほしいというふうな要請があつたというふうな承知をするんですが、というのもITTC、いわゆるアメリカの国際貿易委員会からの厳しい大幅な関税率引き上げというものを採用すること、ことよりも、大統領は、日米の友好ということ、を前提にして、いま申したような姿勢での協力要請があつたと聞かれますが、だとしまして、総理は、感觸として、大統領はどういう程度の規制を期待しているのか。

二つ目は、じゃそのために日本から代表团でも

早く派遣して折衝を始める、こういうお考えをお持ちなのか。

それからもう一つは、いずれにしろテレビの問題のみならず、鉄鋼あるいは自動車、ヨーロッパとの関係ではまた造船等も含めまして貿易問題といふものの摩擦がかなり厳しい環境になつてきている。

〔委員長退席、理事戸塚進也君着席〕

しかしわが国はどうしても一定水準貿易に頼らざるを得ないわけでございますので、国際関係としてその摩擦を起さぬような国内的な一つのコンセンサス、あるいは具体的業界にとつてはそれぞれの努力、こういうものが要だと思つて、それ以外のゆるゆるの秩序のある輸出というものに徹して友好を損なわないようにしていかねばならぬ、これがわが国のためにもやはり必要であると思つて、特につまみテレビ問題につきまして会談を通じて御感觸と、今後の一つの所見をお伺いしたいので、一つです。まず、それをお伺いしたい。

○ 国務大臣(福田赳夫君) 日米会談におきまして、日米の貿易関係につきまして昨年総体としてアメリカの大変な赤字であつたというところ、その問題がそれより一言でありました、特にその際カーターテレビの問題を指摘せざるを得ませんでした、こういうカーター大統領の話し方であつたわけです。それに対して私は、貿易問題は全体の問題非常に大事な問題と思つたので、向こうからは異論はなかつたんですが、一言だけ、ただいま申し上げたような話だつたんですが、

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕
私の方から、まあ確かに去年は日米はわが方の大きな黒字バランスであつた、しかしこれは非常に異常な事象なんだと、アメリカでカーターテレビのストックが非常に不足してきた、そこへ世界的に景気がよくなつて、特にアメリカの景気はよろしいと、購買力はふえると、そこでカーターテレビの需要が多くなる、そこでわが日本の業界は輸出を大いに伸ばすと、こういうことになつた。そういうアメリカの世界景気の変動下の外交、そういうよ

うな事情が大きく響いておるこれは非常に特殊なケースなんだと。

それともう一つは、まあそれはそれとして、貿易バランスは一年で見るとはきまらぬんじゃないです。これは、二年、三年、四年、五年というや幅を持たした見方をすべきもので、二、三年前はアメリカの方が黒字であつたやありませんか、また、貿易バランスという問題は、貿易外収支です、この問題とまたあわせて考えなければならぬ問題であります。わが日本は、貿易の方は黒になつたり赤になつたりしますが、もう貿易外バランスにおきましては二十億ドルを上回る赤字がつつと続いていくんだと、それとあわせて考えてもらいたいんですよという話をしたら、その問題もそれつきりなんです。

それから、御指摘のテレビの問題、これはそういう特殊な事情で非常に対米輸出がふえまして、そして私はこの事態を実は心配して業界に対して警告をし、秩序ある輸出ということにしてもらいたい、こういうことでいま業界の姿勢を正しつつある。まあ、二百七十万台去年カーターテレビがアメリカへ出たわけですが、そんなことはもうことしはありませんと、そういう話をしたところ大統領は、まあこの問題は私はいずれ決断をしなければならぬわけだが、その前に両国政府間でよく話し合ひをさせることにいたしましよと、こう言うんです。ああもう結構です、両国の話し合ひに移りましよと、こういうことになってはいいリオドということになつたわけでございますが、私は全体の感觸、これは大統領との会話はかりじやありません。その他ともいろいろ接触しております。ですから、この問題は余りきしぎしした形にはならぬと思つて、双方が満足し得るといふ形で妥結をされるという強い見通しを持って帰つた次第でございます。

○ 福間知之君 時間的にこれ以上この問題触れることを避けますが、いずれにしても、国内でも対応策は迫られておるし、総理としての適切な指導性をひとつ期待したいと思つておる。

もう一つは、例の、もうこの七月に迫りました使用済み核燃料の再処理設備の稼働が少し危ぶまれるというふうな感じがするんですけども、今後のアメリカとの折衝の展望等についてはいかがお考えですか。

○ 国務大臣(福田赳夫君) 大統領は、核を地球上から廃絶したいと、こういう強い宗教的な希望を持っておられるわけです。そして、さしあたり兵器化するおそれのあるプルトニウム、これを何とかして管理状態に置きたいと、こういう考え方を持っており、プルトニウムをつくるための使用済み燃料、この再処理ですね、この施設を全廃することにしたらかと、こういう考え方を持っておるんです。私にそういう話をし、日本もこれに協力してくれと、こういう話なんです。だから、私は、核が兵器化されるということ、これはもうわが日本が一番敏感なんだと、わが日本くらしい堂々とこの問題を主張できる国はないですよと、ですから、わが日本がプルトニウムをつくる、それ、わがわが日本において兵器化される、そんなふうな心配はなさるべきでよろしいが、しかしわが日本はエネルギーのほとんど大半を外国からの石油に依存しておる、やがて石油はだんだんと寿命がなくなつてくる、しかし、二十一世紀ごろになれば何か新しい有力なエネルギー源が開発されるかもしれないけれども、どうも世紀末にある期間が間が出てくるんじゃないか、私もそのことを考えながら、石油にかわる代替エネルギー源として核燃料というものを考えておるんだ、それに、私どもは核拡散防止条約を批准してある国であり、そのとき私は国会に對してまして、あるいは私も政府は国会に對して厳密に平和利用は妨げられないという約束もしているんだ、そういう立場のわが日本とすると、これはにわかには賛同というわけにはいかぬ。

大統領に伺ひますが、すでに施設を持つておる国は、その施設は一体、再処理の施設はどうするんですと、こういう話をしましたところ、大統領は、まずわが国は持つております、わが国は再

処理はこれはやめますと。それじゃイギリスは、ドイツは、フランスは一体どうするのかと、それにもその廃止を呼びかけますと、こう言うのです。それじゃあなたソビエトロシアは一体どうするんですと、そうしたら、これも話しかけをしますと、こう言うんですよ。これは日米間で話題には出た問題でありますけれども、そしてわが国としては大変大事な問題でありますけれども、日米間だけではこれは決着できないんです。これはまあプルトニウム、つまり使用済み核燃料の再処理施設を持ち、または持たんとし、また持ち得るであろう国々全部が合意しないとこの問題は解決しないと、私はそういうふうに思います。まあそれはそれでありますが、日米間で特に代表を決めまして会談をさせるようにいたしておきますけれども、この会談、これは相当時間がかかるんじゃないか、そんなような感じがいたしておるわけでございます。私は、世界じゅうがとにかく核、プルトニウムに関する施設はやめましようと言ふなら、これはわが国だけが独自の道を行くというわけにはいかぬと思ひます。思ひますけれども、わが国が不当な差別の立場に立つという事は絶対にしてはならぬ。その姿勢を堅持してまいりたいと、かように考えております。

○矢追秀彦君 時間が余りありませんので簡単に、簡明にお答えをいたしたいと思います。初めに、まあ総理は前々から全治三年論を言っておられました。これも再々予算委員会等で議論がなされたが、これは物価の安定だけを指されたのですか。それとも、四十九年度、五十年、五十一年度の財政運営の基調、まあ予算の説明書にはそれ以外のものもかなり入っておるわけですか。この五十年で終わる全治三年、五十二年度は新たな経済のスタートになるわけですが、いままで、まあ物価は一応四十八年度の二〇多から比べれば五十年で一けたになりましたけれども、五十一年度の物価上昇は政府の見通しを完全に突破するわけです。したがって、物価の安定の総仕上げもこれはできなかった、こういうことに

なるわけですか。そうすると、そのほかの、物価だけではない、雇用不安あるいは景気の失速、企業倒産、家計の赤字、財政の赤字、こういった問題も含めて私は全治三年と言われたらと思うんですが、それが実際はできなかったと、こう判断をしたいし、その点は総理はどう認識をされておるか、また、副総理、経企庁長官も経験されておられますので、その場合の責任はどうなるのか。その点いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) あの石油ショック、あれが起きたとき、私はこれはもう尋常な状態じゃない。普通の景気循環でありますれば、不況が半年か一年、長くて一年半ぐらいです。しかし今は、今度はこれは異常だと、つまり資源が枯渇する、エネルギー有限の時代になってくる。そういう過程の大きな転換期であるという認識で、これは普通の景気循環のように短いわけにはいかぬ、三年だと、こう言ったのです。経済の脈であり、あるいは呼吸である、そういう性格のものは何であるかと言へば、一つは成長です、一つは物価です、それから国際収支。

その三つについて言いますと、五十一年が三年目に該当するのですが、五・六、七の成長を実現する、こういうことなんです。日本の成長、先進諸国の中で一番高い成長です。それから物価はどうかという、先進諸国の中で中位です。残念ながら五十一年度の三月時点における一年間の上昇率は、これは八・九多ぐらいになりそうです。八・二多という想定をしておいたんですが、そうなりそうです。ただ、これは、異常寒波とか、そういう異常気象の影響が非常に多いんであります。いわゆる生鮮食品を除きますと八・四多ぐらいな上昇率になる。まあまあ見通しとそうは違わない状態、基調として私は物価は落ちつきつつある、こういうふうにご考慮しております。

国際収支につきましては、あの石油ショックの翌年のごときは百三十億ドルの赤字を出した。だんだんだんだんと改善されて、五十一年度は黒字を出す、こういうふうなことになる、世界が

らもいろいろ物を出してくるというような状態になって、私は、全治三年と言ったが、大体そのような経過になっておるんだと、こういうふうに見ておるわけでありまして。これからいろいろまだ問題があります。ありますけれども、大方あの石油ショックの大きな問題は吸収された、ただ財政にシワ寄せがかなりいつているという面だけが非常に困難な問題であると、こういうふうにご考慮しております。

○矢追秀彦君 いまの総理のお話だと、全治三年は大体できた、こういうふうになりますね。現実には、それじゃ国民は私は納得しないと思うんです。それは、狂乱物価のときはあれは異常状態ですから、三年かけて全治するという、しかし依然として失業は百万人いるわけですし、景気は回復していないし、私は大阪ですけども、大阪なんかは特に不況がまともに波をかぶっているわけですから、ちよつといまの見方は余りにも数字だけで甘いのではないですか。いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 大局的に見て、私はあの石油ショックからの脱出はできた、こういうふうに見ておるんです。いま世界じゅうどこを見たら、それはもう、ほとんどの国がまだまだ石油ショックのあの打撃から抜け切れない。わずかに抜け切れたと言えぬ国は日本とアメリカと西ドイツであります。そういう状態、それは、なんですか、まだ完全健康体でもう運動も何もできるといふような状態ではない、こういうふうにご思ひます。退院というような状態にはなっておる、こういうふうな診断をいたしております。

○矢追秀彦君 全治という言葉は、じゃちよつと当てはまらないと、こう判断してよろしいですね。それを答弁願います。それから、もう時間ですから終わりますけれども、次の問題は、最近の円高基調、これは総理はどう見ておられるか、どこに原因があるのか。これに対して今後何らかの対策はとられるのか。これが今後どう影響していくと見ておられるのか。○国務大臣(福田赳夫君) 最近の円高現象の原因

は二つあると思ひます。一つは、わが国の国際収支、これが非常によろしい、それからもう一つは、日本経済全体としてなごめたとき、矢追さんからはいろいろいま御批判がありましたけれども、世界の中ではわが国はいい方であるというわが国の経済、それを動かしておるところの円、これに対する信頼感、これが高まっておる、こういうふうに見ておるわけでありまして。

それから第二に、この円高に対してどういうふうな態度で臨むかということでございますが、これは放任しようと思ふんです。つまり、円は、ただいま申し上げましたように、国際収支、またわが国経済全体に対する信用、そういうことで動いてくるのでありまして、いま変動為替制度体制が世界的にとられておるそういう中において、わが国の円はこれを放任する、ただ、円が強いからひとつ円をうんと買ってやれんかというふうな投機が起る、あるいは、円が弱くなりそうだからドルを買う、そういう投機現象が起ったときには多少介入する必要があると思ふんですが、異常なそういうふうな事象がない限りにおきましては放任をする。そうして私の気持ちとしては、円の価値というものが安くなるよりは高くなる方がいいんだというふうな感じを持っております。

○矢追秀彦君 まだいろいろ議論したいんですが、最後にもう一つ、変動相場制というのは今後とも総理としてはいまのままでもいいという判断ですか。ある一定の時期というか、もちろんこれは相手のあることですが、やはり変動相場制でない方向等はお考えになりませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) 本日は固定為替制が私はいいと思ふんです。ところが、固定為替制は各国が共通してとらなければ意味をなさぬわけでございます。わが国だけが、固定為替制というわけにはいかない。いま世界の状況を見ますと、先ほど申し上げましたように、非常に経済の混乱期であります。安定しかかっておるといふ国が数えるくらいに少ない、こういうふうな状況、そういう中で固定制を採用するということになり

ますと、その固定為替、固定された為替をしょつちゅう変えなまかならぬというふうな、煩わしいまた混乱を起しやすい状態になりますので、世界経済が全体として安定するというまでは、むしろ変動為替制をとった方がいい、かように考えております。

○渡辺武君 総理、この間の日米首脳会談が終わった後のアメリカでの記者会見で、いまの世界経済の状態を一九三〇年代初頭の状態になぞられて、そうしてこの状態を開閉するために日本、アメリカ、ヨーロッパ諸国など、いわゆる先進工業民主主義国という表現になっておりますが、これが共同して努力する必要があるという趣旨のことを言われたというふうな新聞などに書かれておるわけですね。確かに日本の国内経済も世界経済もいま深刻な危機状態にある、そう思います。これをどう打開しようとなさっているのか、その具体的な方策を伺いたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) これはもう、世界経済を本当に私はどういふふうなこれから安定さしていくかむずかしい時期だと、こういうふうな考えでおるのです。世界政治の場面でも東西の対立がある、そこへもっていつて南北問題という非常にむずかしい問題が出てきておる、そこへ今度は石油産出国と石油消費国の問題というものも絡まってきたおる。それらが絡まり合ひまして今日の世界の経済の混乱ということになってきておる、そういう見方をしておる。これは非常に深刻です。私があることで指摘しましたのは、幾ら政治的に平和平和と言つて平和への努力をしても、またそれが成功しても、経済が混乱し続けますと、これが政治的混乱につながっていくことを言いたかったんです。その設例として、戦前を回顧し、こういうことを言いたかったんです。私は、力のある国々が協力しまして、その国々の経済の立て直しをします。それから同時に、並行して南北問題、これを処理しなけりやならぬ。それから同時に、これから非常に世界を揺すぶるようなことにならざるであらう資源エネルギー問題、これに対する構え

を当然していかなければならぬ、そんなふうなふうには思いますが、いまほど私は世界諸国が協力し合はなけりやならぬという時期はない、非常に事態がむずかしい、こういうふうな考え方を持っております。

○渡辺武君 問題の所在はおっしゃったことでわかりました。五月に先進国首脳会議も開かれるわけですね。日米会談も終わった後でもあるし、どいう問題でどういふ方向で解決しようとするのか、解決の方向ですね、これどうですか、五月の首脳会談で予想される問題は。

○国務大臣(福田赳夫君) これは恐らく経済会議になると思ふんです。政治問題は討議されないうと思ひますが、第一は、ただいま申し上げましたように、力のある国がいかに協力し合ひながら世界経済を立て直すための刺激的な役割りを演ずるか、こういう話し合ひがある、こう思ひます。それからいま世界経済が非常に不振でありますので、これをほうっておきますと、これは保護貿易、つまり自国防衛政策、それをとる可能性というものが出てくる危険性をはらんでおるわけであります。そこでそんなことがあつたら大変なことになるので、その問題をどういふふうなことに処理するか、そういう中で具体的な問題としては東京ラウンドをどういふふうにするのかというふうなことが討議される。

それからさらに、これから先長期の問題として資源エネルギー、これはだんだんだんと窮屈になってきておる。そういう中で平和的にそれを処理する、対処する道は一体どういふことであらうかというふうな問題。それから南北の問題ですね、これは当然議題とならなければならぬ。それからさつき福間さんからお話がありました使用済み核燃料の再処理の問題、これがもし話があるまでにつかないと、またその場で話が提起されるということになると思ひますが、どういふ解決をするのかと、具体的に、これは会談をしてみなければわからぬ話で、それまで申し上げるわけにま

いりませんけれども、私は何としても自由貿易体制というものに検討を加えなくちゃならない、それから第二にそれに関連いたしまして景気、これはどうしても力を合わせて世界景気を浮揚させるということを考えなければならぬ、それから困窮しておる南の国々、これに対して有効な協力の方策を打ち出さなまかぬ、そんなようなことを考えております。

○渡辺武君 その世界景気を浮揚させるための発達の資本主義国の景気刺激政策という問題ですけども、総理帰ってこられてから六・七の経済成長をせむとも実現しなければならぬということとを盛んに強調されているわけですね。やはりこれは国内的な理由もあるでしょうけれども、国際的な視野から見ても、いま日本が集中輸出をやっている、国際的にもいろいろひっぱたかれていますという状況があるわけですね。したがって、この問題にも対処しなまかならぬ。そのためには国内景気を刺激して輸入をふやして何とか国際的な非難も緩和しなまかならぬというふうな含みもあるんじゃないかと思ふのです。それでこの時の経済成長率六・七と並んで、経済見通しの中では経常収支七億ドルの赤字というのも出てくるわけですね。果たしてこの経済成長にせよ、あるいはまた貿易関係の解決にせよ、あるいは経常収支赤字七億ドルという目標にせよ、達成の可能性ありますか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ経済成長の方は、これは国民も非常にこれを期待をしておるんです。それから同時に世界がまたこれを期待しているんです。私は、先ほどから申上げておられますとおりの、五十二年度予算が施行される、そういう過程を通じて景気は回復し、六・七の成長は実現されるということを確認をいたしております。しかし、万一同事情があつてその達成が妨げられるというふうなことがあれば、これはその時点において臨機応変の措置を講ずると、こういう考えでございます。大体その程度のことば達成する。それから経常収支ですね、この経常収

支、まあ企画庁の数字では三角の七億ドルと、こう書いてありますが、それは七億ドルというふうな数字にびしやり当てはめるような、そういうことはいまのわが国の機構としてはできませんが、まあとにかく、多少経常収支が赤になつても、これを苦にしないという気持ちで貿易政策をやつていきたい、そういう考えでございます。

○渡辺武君 個々の貿易問題については、先ほど御質問ありましたが、カラーテレビの問題については政府間でいろいろ話し合うというふうなことになるようにですけれども、何分にも、とにかく経済の実態からいつてヨーロッパ諸国と日本との間の経済力、かなり違つておるわけですね。多少の景気刺激政策をやつても、どういふ日本が相手も満足させるだけの輸入を十分やるなんということはちよつと考えられない。特に、仮に六・七の経済成長が達成されてかなり輸入がふえたとしても、日本の輸入の中で六割から七割は石油でしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) いや、そうでもない。○渡辺武君 そうですか。いや、私の記憶だとそのぐらいただ。ですから、そう発達した資本主義国に対して、日本が大きなマーケットになり得るというふうなことはちよつと考えられない。そこで、先ほど御質問のあつた点でもありますが、いま円がどんどん高くなつておる。さつき大臣の答弁では、これなるべく介入しないようにしているんだと、円高かえつて好ましいという趣旨のことを言われましたが、すでに二百七十円台になっている円ですね、こういうふうな上がつてくるというの、やはりこういう貿易政策の一環としてやられておるんじゃないかというふうな思ひます、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) それは全然ありません。もう介入しないんです。異常な場合があつたら多少の介入はしますけれども、いま、今日の時点におきましては全然介入しないと、そういう態度を堅持してまいりたいと思ひます。

○渡辺武君 今度の日米共同声明を読みまして、

いまの総理大臣の御答弁も伺いまして、私は結局、政府は、従来のような経済政策を持ってアメリカと会談をして、そうして景気刺激という大きなお荷物をやっぱり背負わされてきたという感じが非常に強いんです。なぜかと申しますと、とにかくいままでの高度成長政策、これは総理大臣には総理大臣の意見もあるでしょうけれども、客観的に見ますと、やはり大企業が高度成長を遂げて、そうしてその高度成長の条件として、物価も高くなつたし、国民の暮らしも苦しいという状態は客観的に存在しているわけですね。食糧危機、エネルギー危機、これも高度成長の中であらわれてきているし、財政危機もまさにその産物ですわ。そうして、そういう形で国内のマーケットが相対的に狭いために、いまスタグフレーション、不況下の物価高という深刻な状態になって、これを打開するために大企業中心になって猛烈な集中輸出をやっている、こういうことでしょうか。そういう条件のもとでまた六・七の、まあほかの国に比べれば高度成長ですよ、これは。高度成長を是が非でもやらなきゃならぬ。なるほど多少輸入はふえて国際的な攻撃もあるいは緩和されるかもわからぬけれども、しかし、これ結局いまままでと同じことの繰り返しになるんじゃないですか。一時は緩和しても、ほかの国との成長率の差が大きいわけですからね、やはり日本の輸出力というのは、それなりに強化され、そうして国内の市場が総体的に狭いために、なお輸出の増強政策をとらざるを得ないという必然的な結果になってくると思うのです。私は、こういうやり方というものは改める必要があると思う。私も国際的な利益のために日本が活躍するということは必要だと思えますけれども、国際的な利益と国民的な利益を結合させることが必要だと考えております。

うさんの話が出ましたけれども、これはまあそのときどきの変動要因としては考えられるとしても、長期にわたって、日本がこうして発達した資本主義国の中でも最高位に近いの物価上昇を続けてきたんです。最近はいタリアやイギリスが石油ショック以来の経済混乱で若干は日本よりも物価の値上がりが激しいですけども、しかし、この高度成長が、日本の高度成長政策の背後にあるということは明らかだと思ふのです。そこで今度六・七の成長、景気が回復してくれば、これはもういまの大量の発行された公債が動いてきて、そうしてインフレになるという可能性は十分にあると見なきゃならぬのです。この物価の問題をどうなさるか、これをまずひとつ伺いたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 物価は、私は安定基調だと思ふのです。いまわが国は狂乱物価を抑えるために公共料金抑制政策をとった、それ続けているわけ、抑制を続けていくわけの予算、それを手直しをする、そういう時期だもんですから、数字とするとやや高目な数字が出ますけれども、私は基調としてはかなり落ちつきつとあると、先ほども申し上げましたが、ここの物価、これは気象的要因、こういうようなことで高い八・九%というような年間上昇率になります、それだけにまたこれに比べる来年の展望というのは、これは私は数字としてはこれより低いものになってくるであろう、こういうふうに思っています。これだけの成長をして五・六%世界一の成長をしているわけです。そうして物価はその辺というのですから、私は総合してみるときに、決して悪い状態ではないと思えます。

○渡辺武君 最後にもとめて二、三点伺います。西ドイツがインフレ対策を重視して、国際会議でどういふような意見が出ようとも五%の成長にしようというのを言っているという話を聞きました。私はやっぱりこういう態度が望ましいんじゃないかという感じがします。物価問題なるほど、何です、石油パニックのときに比べれば若干は鎮静したかに見えるけれども、とにかくいま不況で物が売れ残って困っているときに、この物価高でしょう。決して鎮静したなというのじゃないと思う。重ねてその問題を伺いたい。それからもう一点、農業の問題、中小企業の問題ですね、ガットの東京ラウンドが開かれる、この日米共同声明にも盛り込まれております、日本が主たる提唱国だと、いま日本の大企業の輸出の見返りに農産物を日本が買えという要求が非常に強くなっています。自由主義の旗印で東京ラウンドが開かれるわけですから、この農産物の自由化あるいは輸入がもっと進むというようにならなければ、日本農業に非常に大きな影響になると思うんです。

それからもう一つは中小企業、これもいま外国からの競合品の輸入で非常に大きな打撃を受けている。アメリカがやつたように、緊急輸入制限というふうな措置を日本でもとらなきゃならぬのにもかわらず、他方で日本は自由貿易主義というふうなことの主唱者になってきているというふうなことで、こういうことで、どうして農民や中小企業の営業や生活を守ることが出来るのか。その辺を考慮した国際政策が必要じゃないかと思えますが、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 物価につきましては、さきに申し上げたとおりで、私は基調としては非常にいい方向に行っていると思うわけです。あれだけの成長をしながら物価はまあ八%台で動いているというのは、私は悪くない状態だと思えます。しかも特殊な公共料金によるところがあることを考えますと、評価していただきたいと、かように考えます。

それから、ドイツのようになかなかたくな態度をとれ、こういうふうなお話ですが……

○渡辺武君 かたくなとは言っていない。○国務大臣(福田赳夫君) 私もなかなかたくなんです。

○渡辺武君 それはあなたの意見だ。○国務大臣(福田赳夫君) 一兆円減税問題でも、

あんた方にはすいぶんそういうふうに言われたんだろう、こういうふうには思いますが、これはまあとにかく、経済の運営、これは非常に大事な問題でありますから時にはかたくな態度をとらなきゃいけない。基本につきましては、非常にかたい態度をとってまいりたいと、かように考えます。

それから貿易の自由化の問題ですね。これに關連してわが国の弱い農業、中小企業、これは守らなきゃならぬことは当然です。しかし守る方法ですね。これはいろいろあるわけでありまして。物資の種類によりまして、また国際社会において批判をされないような形においていろいろ助成しながらやっつけていかなきゃならぬ、こういうふうには考えます。しかし自由貿易は自由貿易ですから、その体制の枠、これは変えてはならぬ、こういうふうには思っております。

○栗林卓司君 金利の問題だけお尋ねします。現在、金利の大幅な引き下げを求めた声が多いことは総理も御承知のとおりだと思います。それほど不況が深いということだと思えます。けれども、金利の引き下げを求めているいろいろな主張を伺つてみますと、一番多いのは、この不況の中で金利負担そのものがたまらないという意見がありますし、また、ある経済の専門誌によりまして、この三ヶ月の予想利率率を見たらおおよそ七%ぐらいた、金利負担は九%ぐらいた、九%の金利をしょうと七%の利益で設備投資が本当に元気になるんだらうか、数字の是非は別として、ある感じは伝えている問題だと思えます。また三番目としますと、五十二年度予算が動いたら景気はよくなるという総理のお示しでありますけれども、さあ、それがだめだった場合に補正を言われても財政は息切れせざるを得ない。その次の景気対策と言つて、どうしても金利の大幅引き下げではないか。こんなところから金利を大幅に下げてもいいかという意見がいろいろ出ているんだらうかと思えます。

で、私が伺いたいのは、従来金利の問題という

のは、これは日本銀行の専管事項であるから、政府としてなかなか云々はできないんだという立場をおとりになっておりましたけれども、金利を下げるということになりますと、預金金利と絡みながら実は郵便貯金の金利をどうするかということが大きな問題として立ちだかってくるわけでありまして、その意味では、この金利問題は確かに日本銀行の問題ではありましようけれども、片方では事実上国営銀行である郵便貯金を抱えた行政府がどう判断するかということが出てまいるわけですから、その意味では私はお尋ねができるはずだと思ひます。

そこで、いま金利を下げる必要性をどの程度お考えになつておられるのか、またそのタイミングをどうはかつておいでになるのか、このお答えをいただきたいんでありますけれども、俗説として流れているところによりまして、実は預金金利に手を付ける、郵便貯金金利に手を付けるというのとはなかなかの問題であるから、参議院選挙が終わつてからやろうかという説もあるやにちまたでは流れているわけでありまして、ただ私は、ここで振り返つて思ひますことは、財政特例法について賛成の人は多かるうとは思ひませんけれども、それが財政を支えていることは事実でありまして、昨年は九月の十日までがタイムリミットなんだと再々政府がおっしゃりながら、その案件を処理する臨時国会召集は九月の十六日、よつてもつて十月の中、下旬にならないと成立がしなかつた。その財源に大穴があいたために、実は景気に對して大きなマイナスの足かせになつたことは御承知のとおりでありまして、では五十二年の予算を、五十一年度の補正予算と絡めて早期にやろうという話も、実は御案内の事情によりまして大変おくれ、それが実は大きな要因になりながら、十六日の暫定予算をつける始末に相なつた。その理由は何かといふと、実は経済上の問題ではなくて、全部政治上の行きがかりが原因である。もし金利を下げるということがいま必要だと御判断であるとすると、参議院選挙の前後にか

かわらず、そのことがどのような政治的な困難な課題を引き起こすかということはおきながら、必要なものは必要なものとして主張していかなくやいかぬ、こういうことではなからうかと思ひますし、私個人の主張としまして、この際は金利を大幅に下げていくことが、国内の景気対策としても国際的な関係から考えても必要だと思ひますので、金利を下げるという問題についてどうお考えになつておられるのか、またその場合に、いまの景気の実態をながめながらタイミングをどうはかつていかれるのか、二点お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) 金利問題は、これは私も景気と関連も持たせながら非常に真剣に考えておるので。ただ、このいまの不況は、昭和四十年のあの不況あたりと違ひまして、あの当時は先々が非常に明るいんで。金利を下げて、そして設備投資を刺激するというにすれば、景気はわつと上昇するというのが先に見えたんで。今度は、いわゆる資源有限、エネルギー有限ですから、そういう高い成長は望めない。したがつて、金利を下げて、そして同時に量的な金融緩和をするということをしていまして、なかなかあの当時のように大きな影響はないと思ひます。しかし、企業の収支ですね、これには私は大きく貢献すると思ひます。したがつて、まあその限りにおきまして経済界に活力を与えるということになつてくるだろうと、こういうふうに見ておるんですが、そういう見地から、まあ石油ショック以前のような大きな力はありませんけれども、金利政策には、そういう立場において関心を持つておるんですが、先立つものは——金利が下がるということは何だということ、貸出金利が下がるのが必要なんです。その貸出金利を下げるためには、これは多少金融機関にはマージンありますから、公定歩合下げればそれに連動して若干の影響ありまするけれども、やっぱり金融コストを下げるわけならぬ、そういうしなと貸出金利の思い切つた引き下げという方向に動かないわけでは。ところが、いま栗林さん御指摘のような、まあ郵便貯

金の金利をどうするかというようなむずかしい問題がありまして、なかなかそれが金利政策をどう潤に活用できない、そういう状態にあるわけでありまして、決して参議院選挙があるからどうどうと、そういうことじゃございません。それはまあひとつ誤解のないようにお願いしたいんですが、様子を見ましてまあ私は金利についてもいろいろと考へてみたい、このことだけをほつきり申し上げさせていただきます。

○栗林卓司君 一言だけ。
様子を見ておつしやいましたのでお尋ねしますが、二、三年前の経済白書だつたと思ひますが、「認知ラグ」という新しい言葉ができました。それは、経済の実態がこう変わつてくるんだけれども、いろんなデータが上がつてくるのは三月ぐらいおくれる、この認知のラグですね、そういう字を当時白書は使つておりました。その認知ラグというのが実は好、不況を非常に過度に振幅を激しくしたという反省点としてあげておつたわけですね。で、四月の十六日自然成立という運びでありますけれども、それから五十二年度予算が動いてくる、そのまゝ三カ月足してまいりますと七月、八月、九月、そこで様子を見てとなるのか、それはそれとして、いまの不況の実態を真剣にながめながら機動的に取り組んでいくという構えをお持ちになるのか——後者の場合は、先ほどもお触れになりました郵便貯金金利というのは、ぱつと気がついて、そこで機動的にどうしようという事ではない。いまから問題提起しながら取り組んでいかないと、様子を見ながらと言つても、見て気がついてたつて身動きがとれないんじゃないか、そういうものではないんでしようか。

も、総理は絶対に介入しない、放任するということでしたが、どうでしょう、見通しはどんなものでしょうか。このまま一ドル二百七十円を割れるのがあるのか、それとも二百七十五、六円で落ちつきそうなのか。具体的な見通しのことまでちよつと教えていただきたいのですが。

○国務大臣(福田赳夫) これは難問で、私が見通しをここで言う、そういうことになつたら、すぐ投機が起こります。これだけは平に御容赦願ひたい。
○野末陳平君 だけどしかし、仮に放任しておいて、一ドル二百七十円を割るようになってきたら、業者の方はこれはかなりの痛手を受けると思ふんで。特に中小どころは。そうすると輸出にももちろん影響がありますから、輸出と景気も関連してきますし、そんなことで幾ら放任しておきます、実勢に任せておくとおつたと言つても、おのずから総理の頭の中には、どの辺がいわゆるめどかな、円の實力は大体幾らぐらいが妥当だといううようなことがなかつたら、これ困ると思ふんで、逆に。ですから、その辺を、円の實力はどのくらいと総理は見つておられるのか、その辺をお聞きしたいのです。
○国務大臣(福田赳夫) 円の——きょうはまあ二百七十七円前後でいま動いておるわけでありまして、今日、この時点の円の實力はまあ二百七十七円五十銭と申し上げるほかない。これがどうなるだろうという事は、これは大変なことになるんで。ですから、平にひとつ御勸告願ひたい。
○野末陳平君 でも総理は、経済の神様だからね、それくらいのこと言つてもええと思つたんで。まあいいでしょう。言うはずもないと思ひますが……。ただし、アメリカの銀行筋なんかで、私聞くとところによると、二百五十円台を言つておるんで。それが円の實力だ。このぐらゐあつたつておかしくないといううなことを言うんで。もしそんなことになりますと、これはもう輸出の業者なんか大変なことになるわけですよ。その場合に放任しておく、介入しない

というような言い方も、また現実には恐らくそれ以前に何か総理の方だってお考えは出てくると思うんですが、どうも不安は不安なんです。きょうの實力が二百七十七円くらいだなんて、このままどうなるかということ、業者が持つたらやはり相当な關心も持つし、また不安も持つわけです。それについても、やはり総理のお立場としては、言ったら大変なことになるの一言でお願いします。

○國務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○野末陳平君 これは、じゃ、しよがかりませんから、まあ異常現象が起きる前に、起きたというところで介入でもして何か手を打たれるのじやないかと思ひますけれども。

ついでに今度は、栗林委員の話にありました預金金利の問題ですけれども、先日の公定歩合の引き下げで貸出金利が下がるとは余り思えないうで下がるというところまでいくとは思ひませんが、預金金利をそのままにしてありますしね。ただし、あの公定歩合の引き下げが景気回復という面に果たしてプラスなのかどうか、本当に効果が出てくるのかどうかという点になると、余り期待できないような気がするんですね。総理は、あの引き下げで預金金利はそのままにしておいたけれども、実際に効果が出てくるというふうにお考えですか、そしてそれはいつごろか。もちろん予算が通った後のほかの要因も出てくると思ひますけれども、とりあえず公定歩合の引き下げ、再引き下げを望む声もあるようですから、その点お聞きしたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 今度の公定歩合の引き下げは、完全に貸出金利に連動しないわけではなく、短期プライムレート、これは六・七五%であったものが六・二五%、そういうふうには変わってきておるわけでありませぬ。完全に連動しないのだというわけではございませぬけれども、連動度が非常に微弱なんです。そうならざるを得ない

わけなんですけれども、この金利の、公定歩合の問題というのは、いつもでありますれば、その引き下げなら引き下げをした際に量的な緩和をする、これが通例であった。そこで設備投資なんかには大きな影響を持ったわけでありませぬけれども、いま設備が過剰な状態でありませぬから、金利の引き下げをしましても、量的な緩和というのは、これは並行しては行われてはいないわけです。そういう意味において、いままでの公定歩合の引き下げ、大体石油ショック以前の公定歩合の引き下げ、これとはかなり性格が違ふ。

それから同時に、今度は預金金利の引き下げが連動して行われておりませぬ。そういうような関係で、貸出金利に対する影響が非常に微弱になったということでありませぬが、しかし、景気に全然影響がないというわけじやない。これから金利政策、いま景気が非常に重要な段階になりましたので、金利政策につきましても、なほ重大な關心を持って引き続きあれやこれやと考えていきたい、かように考えています。

○野末陳平君 そこで、じゃ、その金利政策に関連して、先ほどの質問にもありましたけれども、郵便貯金の利子の問題がありまして、あちらが、あちらがというのじやないのですけれども、郵政省側が、要するにこれは庶民の零細なお金であつて、この利下げというものは許せないと、こういう反対をしております。二つの面から見ると、どういふふうにお考えですか。二つの面から見ると、郵便貯金がそういう庶民のお金かどうかという見方と、銀行のたつて庶民のお金だしということ、金利そのもの、経済政策は引き下げたいけれども、郵便貯金は特殊なもので、これが反対するからなかなかうまくいかぬというように、本意ではおかしなと思ひますしね。

その辺でいつも出てくる問題の一つとして、郵便貯金の利下げに反対する声に何となく預金金利の方が引き下げが同時にできない、その辺のことをひとつお聞きしたいんです。

○國務大臣(福田赳夫君) 郵便貯金問題は、いま

物価の問題なども見合いながら考えなければならぬ問題だ、こういうふうにお考えをしております。預金金利はこれの引き下げは行わない、郵便貯金のことは頭に置きながらそういう措置をとったわけですが、ですから、今度の措置としては公定歩合は下げたが、その預金金利には要求払いの金利だけに連動をとどめて、その他の金利につきましては、連動をさせなかつたということですが、そういう体制をずっと続けていくわけにはまいりませぬけれども、まあいづれのとくでもまたこの問題は再検討されなければならぬ、かように思っております。今日の見方でございます。

○委員長(安田隆明君) 他に御発言もなければ、二法案に対する質疑は終局をしたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(安田隆明君) 御異議ないと認めます。それでは、これより所得税法の一部を改正する法律案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(安田隆明君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。所得税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕
○委員(安田隆明君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(安田隆明君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。所得税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕
○委員(安田隆明君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(安田隆明君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員(安田隆明君) 可と同数と認めます。よつて、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本案に対する可否を決議します。本案については委員長はこれを可決すべきものと決定いたしました。

野々山君から発言を求められておりますので、これを許します。野々山君。

○野々山一三君 私は、ただいま可決されました所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

「所得税法の一部を改正する法律案」並びに「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。

一、所得、物価水準の推移等に即応し、今後とも中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)に努力するとともに、税負担の一層の公平化を図ること。

一、前項の中小所得者の税負担の軽減及び公平化に資するため、現行の所得控除方法に限らず、人的控除のあり方について、税額控除方式も含め、真剣に検討すること。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤

の実情に即応して、再検討すること。

一、寒冷地手当及び深夜労働に伴う割増賃金については、税の軽減について検討すること。

一、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当課税制度等を含め、法人課税の基本的あり方について、今後さらに検討すること。

一、利子・配当課税については、その総合課税への移行を検討すること。

一、社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化の早期実現を図ること。

一、交際費支出の社会に与える影響等に配慮し、課税の強化措置につき、さらに検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に係わる課税の合理化を検討すること。

一、住宅取得控除については、住宅政策との関連において制度の合理化を検討すること。

一、除雪の費用が、家屋損壊を防止するための支出である場合、当該費用を雑損控除の適用対象とし、その適用に当っては、納税者に対し、趣旨の徹底を図るとともに、その指導に遺漏なきを期すること。

なお、雑損控除の適用除外限度額の引下げについては、実情に適合するよう、検討すること。

一、医療費控除については、実情に即し適切に配慮すること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定数の増加等に、一層配慮すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(安田隆明君) ただいま野々山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田隆明君) 全会一致と認めます。よって、野々山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坊大蔵大臣。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮いたしたいと存じます。

○委員長(安田隆明君) なお、ただいま可決されました二法案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十二分散会

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月五日)

一、貴金屬特別会計法を廃止する法律案